平 成 2 7 年 第 4 回 (定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録

平成27年12月 7日 平成27年12月10日 平成27年12月11日

議会事務局

目 次

第 1 号(12 月 7 日)

誐	手	P	1	忹	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	T
本日] O)会議	髪に	4	L	た	事	件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
出	盾	芾 鶄	É	員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
欠	盾	芹 諄	É	員	•	•		•	•		•	•	•	•	•		•	•		•		•	•	•	•		•	•		•	•	•	•		•		•	•	•	2
議会	会事	事務是	引職	員	出	席	者	•	•	•	•	•	•	•	•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	2
説明	月の	つため	5出	墉	し	た	者	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	2
開金	슼•	開讀	ś宣	言	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	4
会基	期の	つ決定	 ₹(2	つ	٧V	て		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	4
会詞	養銀	录署名	1講	員	0)	指	名	に	つ	Į,	て	•	•	•	•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	5
町	長	長 請	之 目	報		告		•	•	•	•	•	•	•	•			•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	5
議	£	幸	J X	告	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	7
議	套 第	育 5	5 4	号	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•			•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	7
議	套 第	育 5	5 5	号	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•			•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	10
議	套 第	育 5	6	号	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	11
議夠	套 第	育 5	5 7	号				•	•		•			•	•		•	•		•		•	•	•	•		•	•		•	•	•	•		•		•	•		12
議夠	套 第	育 5	8	号				•			•	•	•	•		•	•		•	•		•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•				•		13
議	套 第	育 5	5 9	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
議領	套 第	第 6	6 0	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
議刻	套 第	育 6	5 1	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
議刻	套 第	育 6	5 2	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
議領	套 第	育 6	3	号	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
散		슺•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
											第		2		号	(1	2		月		1	0		日)												
議	事	F F	1	程	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
本日	3 O	つ会議	髪に	4	L	た	事	件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
出	盾	吉 諱																																						21
欠	盾	詴 諱	Ś	員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
		事務局																																						
説	月の	つため	5 出	墉	L	た	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
開	諄	養 宣	Ī.	言	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
;	3 翟	昏 請	镁厂	Į																																				22
ć	8 翟	昏 請	轰厂	Į		猪	谷		繁	幸	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
9	9 番	音音	€ 			\mathbb{H}	原		重	美																														29

1 智	F	議員	Į																																				32
6 智	F	議員	Į		田	1	上		真	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
14智	F	議員	Į		今	村		桂	子	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
散	会				•			•	•				•			•		•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•		•	•	53
										第		3		号	- ((1	2		月		1	1		日)												
議事	丰	日	程		•			•	•				•					•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•	54
本日の)会	議に	4	L	た	事	件	•	•				•					•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•	54
出層	青	議	員		•			•	•				•					•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•	55
欠層	青	議	員		•			•	•				•					•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•	55
議会事	事務	局職	損	出	席	者		•	•				•			•		•	•		•		•	•		•			•	•	•	•	•	•	•		•	•	55
説明の	つた	め出	墉	し	た	者		•	•				•			•		•	•		•		•	•		•			•	•	•	•	•	•	•		•	•	55
開請	É	宣	言																	•					•	•		•	•				•					•	56
議案第	育	5 4	号																	•					•	•		•	•									•	56
議案第	色	5 5	号															•	•					•		•			•										59
議案第	育	5 6	号															•	•					•		•			•	•	•			•	•		•		60
議案第	育	5 7	号															•	•		•		•	•		•				•	•			•	•		•		61
議案第	育	5 8	号															•	•		•			•		•				•	•				•		•		62
議案第	育	5 9	号															•	•		•			•		•				•	•				•		•		63
議案第	育	6 0	号																							•			•									•	65
議案第	育	6 1	号															•	•		•			•		•				•	•				•		•		66
議案第	育	6 2	号															•	•		•			•		•				•	•				•		•		67
議案第	育	6 3	号																							•			•									•	68
委員会	ミ の	閉会	中	の	継	続	調	査	に	つ	Įλ	て																											69
議員の																																							
閉	会																																						70

平成27年 第4回(定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成27年12月7日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成27年12月7日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 町長諸報告

日程第 4 議会報告

日程第 5 議案第54号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定につ いて

日程第 6 議案第55号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例

日程第 7 議案第56号 須恵町税条例等の一部を改正する条例

日程第 8 議案第57号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第58号 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第59号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第6号)

日程第11 議案第60号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第61号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第62号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第63号 平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 町長諸報告

日程第 4 議会報告

日程第 5 議案第54号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定につ いて

日程第 6 議案第55号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例 日程第 7 議案第56号 須恵町税条例等の一部を改正する条例

日程第 8 議案第57号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第58号 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第59号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第6号)

日程第11 議案第60号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第61号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第62号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第63号 平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

出 席 議 員(14名)

1番	児	玉		求	2番	世	利	孝	志
3番	白	水	勝	元	5番	三	角	栄	重
6番	田	1	上	真	7番	松	Щ	力	弥
8番	猪	谷	繁	幸	9番	田	原	重	美
10番	合	屋	伸	好	11番	原	野	敏	彦
12番	三	上	政	義	13番	柴	田	真	人
14番	今	村	桂	子	15 番	三	角	良	人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

|--|

説明のため出席した者の職氏名

町		長	中	嶋	裕	史	副	田	丁	長	平	松	秀	_
教	育	長	安	河	内 文	彦	理事	事(事	業統	括)	安	Щ	敏	幸
理事	(会計管	理者)	稲	永	修	可	総	務	課	長	今	泉	俊	裕
まち	づくり	課長	櫻	木	幹	夫	住	民	課	長	満	行		誠
税	務課	長	梅	野		猛	健儿	表 福	祉護	長長	小	林	はっ	み
都市	7整備	課 長	安	河	内 久	人	地力	或 振	興調	長長	安	河	内	隆

上下水道課長	石	井	浩	=	子。	ども	教育課	長	御	手	洗 文	生
社会教育課長	Щ	津	政	文	税	務	課参	事	甲	能	裕	和
総務課課長補佐	平	Щ	幸	治	監	查	委	員	百	田	清	

午前10時00分開会

〇議長(三角 良人) おはようございます。

今年は、秋がなくて、夏からすぐ冬になった状態でございました。

先日、えらく寒くなったときに、灯油とか何かの買い出しに走るとか、冬支度を準備するとかいうことがあっておりましたが、あの寒波を「びったりおどし」と言うそうです。

議員各位も、議員として、びったりおどしを受けないように、日々準備に怠りなく、よろしく お願いします。

開会前に、広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したい と思いますので、よろしくお願いします。

ただいまから、平成27年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦議員。

○議会運営委員長(11番 原野 敏彦) おはようございます。

平成27年度第4回定例会、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

11月30日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成27年第4回定例会の運営について協議・検討をいたしました。

今回、提出された案件は、議案が10件、ほか、町長諸報告並びに閉会中の組合議会報告が 1件でございます。

会期は、本日12月7日から12月11日までの5日間としております。

委員会付託については、議案第55号、56号、58号並びに62号、63号を総務建設産業委員会に、議案第57号、60号、61号を文教厚生委員会に付託をいたします。また、議案第54号につきましては両常任委員会に付託し、議案第59号については予算審査特別委員会に付託をいたします。

会期2日目の8日は、予算審査特別委員会終了後、各常任委員会を開催し、一般質問は、 12月10日午前9時より行います。終了後、全員協議会を特別会議室にて開催をいたします。 12月11日が最終本会議で、終了後、広報特別委員会を開催する予定でおります。 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長(三角 良人) 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を、本日から12月11日までの5日間とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月 11日までの5日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長(三角 良人) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番議員、11番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

- ○議長(三角 良人) 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。
- **〇町長(中嶋 裕史)** 12月定例議会を招集いたしましたところ、師走の何かと忙しい中に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

それでは、諸報告を申し上げます。

社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度についてでございますが、公正・公平な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を目的とする、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきまして、現在の状況と今後の利用について、御報告させていただきます。

国民の一人一人に、12桁の番号を割り振ったマイナンバーは、国の行政機関や町において、 社会保障、税、災害対策の分野で利用されることになっております。

まず、マイナンバーの通知についてですが、粕屋南郵便局管内においては、ようやく、昨日、6日までに各家庭への配送が終了したと報告を受けております。配達につきましては、簡易書留の取り扱いになっておりますので、不在の場合には、不在連絡票が投函されており、郵便局に1週間とめ置きされまして、それ以降は役場住民課に返送されてきますので、役場で受け取っていただくことになると思います。

来年1月から、確定申告などの税の手続や医療保険、雇用保険などの社会保障の手続で、マイナンバーの利用が開始されます。

今後、議員の皆様を初め、町から報酬等を支払っている方々につきましては、源泉徴収等の事務処理のために、マイナンバーを提供していただく必要がございますので、よろしくお願いいたします。

マイナンバーの通知を受け取られた後は、希望される方につきましては、通知の封筒の中に同 封されております申請書により、あるいはスマートフォンやパソコンからマイナンバーカードの 申請をされますと、来年1月以降、住民課から交付通知ハガキを受領後に、マイナンバーが印字 された写真付きの身分を証明するマイナンバーカードを窓口で受け取っていただくことになります。

現在、住民基本台帳カード、いわゆる住基カードをお持ちの方につきましては、有効期限までは使用できますが、12月末をもって新規発行、更新は停止をいたします。マイナンバーカードを申請され、受け取られる際には、住基カードは窓口で返納していただくことになっております。マイナンバーカードを取得されますと、コンビニでの住民票、戸籍、印鑑証明の交付が可能となりますコンビニ交付を、来年4月から実施を予定いたしております。

また、平成29年1月から、ホームページによる個人ごとのポータルサイトの運用が開始される予定で、行政機関がマイナンバーのついた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を、自宅でパソコンから確認できるものとして整備され、例えば、各種社会保険料の支払金額や確定申告等を行う際に参考となる情報の入手等が行えるようになる予定でございます。

マイナンバー制度に関しまして、皆様が一番心配されております、マイナンバー情報の漏えい等の問題でございますが、マイナンバー制度では、制度・システム両面でさまざまな安全管理措置が講じられており、本町におきましても、番号法によるガイドラインに沿って、情報セキュリティー及びプライバシー保護に配慮する措置をとることになっております。既存の住民基本台帳システムとインターネットの接続からの遮断、分離の作業も行っております。

また、万が一、職員が不正に番号を使用した場合には、個人情報保護法より重い罰則規定が適用されることとなりますので、本年度、情報セキュリティーの全面的な見直しを行い、職員にはセキュリティー研修を徹底しておるところでございます。

最後に、マイナンバー制度に関連する議案と、所要の経費を計上した補正予算案を、今議会に 提出いたしておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたしまして、諸報告といたします。 ありがとうございました。

〇議長(三角 良人) これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。今村議員。

- **〇議員(14番 今村 桂子)** すみません。ちょっとわからないので、お聞きしたいのですが、マイナンバーカードにつきましては、身分証明になるということで写真つき……。
- **〇議長(三角 良人)** これは、議案がありましょ。
- ○議員(14番 今村 桂子) 議案の中のほうがいいですか。
- ○議長(三角 良人) 議案のときに、質問してください。
- ○議員(14番 今村 桂子) 写真についてですけど。

- ○議長(三角 良人) 何もかんも。
- 〇議員(14番 **今村 桂子**) わかりました。
- 〇議長(三角 良人) ほかに。

マイナンバーだから、すぐ議案に入るでしょうが。わかります。そんときにまとめて質問して。 きょうは、諸報告はそれしかないんだから。でしょ。議案に関係のある事項につきましては、提 案のときにやから、すぐありますから、もうすぐ、いいですか。

これで、質問を終結します。

日程第4. 議会報告

○議長(三角 良人) 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に、粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。 9番、田原重美議員。

○議員(9番 田原 重美) おはようございます。

粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成27年11月26日に粕屋南部消防本部において、第4回臨時会が開催されました。 議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第19号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意についてで、住所、糟屋郡須恵町大字上須恵1191番地の2、氏名、川上正俊氏が選任され、全員賛成で同意しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますよう、 よろしくお願いをいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長(三角 良人) その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。 質問なしと認めます。

日程第5. 議案第54号

○議長(三角 良人) 日程第5、議案第54号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長(今泉 俊裕) おはようございます。

提案理由の説明を行います。

議案書1ページをお開きください。

議案第54号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について提出するものでございます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法と申しておりますが、その制定に伴い、個人番号についての独自利用及びその庁内連携並びに法定利用事務における庁内連携を可能とするため、条例を制定するものでございます。

通常、国の機関の事務につきましては、先ほど申し上げました番号法に規定をされております。 ただし、それを地方公共団体が独自に利用する場合は、町の条例で定める必要がございますので、 このたび、個人番号の利用について等の範囲を条例によって定めるものでございます。

次の2ページが、条例の内容でございます。

第1条では趣旨、第2条につきましては、用語の定義でございますが、個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者、情報提供ネットワークシステムの用語の定義をしております。

第3条においては、町の責務。

第4条が、個人番号の利用範囲でございますが、それぞれ町長部局、教育委員会部局ごとに、 別表において利用する事務を定めることとなってございます。

4ページでございますが、上段の別表第1、これが今回、町長部局において取り扱う事務でございます。それから、下の別表第2、町長部局において取り扱う事務、今回は、3医療についてでございますが、乳幼児、子供医療費の支給に関する事務、それから重度障害者医療費の支給に関する事務、ひとり親家庭等医療の支給に関する事務、この3医療について、表の一番右側で特定個人情報の利用する範囲を規定しております。3医療とも、地方税関係情報、それから住民票関係情報等を個別利用するものでございます。

3ページに戻っていただきまして、第5条で規則への委任、それから附則で、この条例は平成 28年1月1日から施行する。

お手元に委員会の資料といたしまして、条例の概要と番号法の抜粋をお配りしておりますので、 後ほどごらんいただければと思います。

以上でございます。

- **〇議長(三角 良人)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉議員。
- **〇議員(1番 児玉 求)** ちょっとお尋ねします。

このマイナンバー制度は、私といたしましては憲法違反だというふうに思っております。憲法 13条の幸福追求権の人権侵害であると、プライバシー権ですけども。 で、これは国や企業が一元管理することですね、町民の情報を。そして、税務当局、公安委員 会、警察も無条件に管理することができるという状況になっております。

また、これは町民に対してのメリットっていうのが非常にございません。

で、当面は3分野、社会保障、税金、災害対策というふうにされているわけですが、その内容を見ますと、児童手当の申請とか、住民票の取得等、そういうことです。で、この中で、3番目にきます、先ほども町長がおっしゃった番号の漏えいっていうことに関してではありますが、これは政府自体も100%情報の漏えいを防ぐことはできないと、完全なシステム構築は不可能という経過を出しております。そして、この具体的な例としますと、例えば、個人が希望して住民票に個人番号を……。

- ○議長(三角 良人) 児玉議員、質問ですよ。討論じゃありませんから、簡潔に。(「どの内容がわからんから質問しますと。説明してもらう必要はないんですよ。どの内容がわからんからということで、質問せにゃいかん」の声あり)
- ○議員(1番 児玉 求) 質問いたします。

例えば、一般町民の方が個人番号を記載して住民票をとられるということがありまして、例えば、自動車の売買とか不動産の賃貸とか、情報が漏れる原因になるわけですが、こういう対策はもう、個人だけに限られているといいますか、注意勧告とかそういう点は考えておらっしゃらんわけですかね。役場としては。

- ○議長(三角 良人) ちょっと、質問の答弁をしようがないですわ、それは。きちっと質問して。
- ○議員(1番 児玉 求) 例えば、住民票をとるときに、個人番号も記載してくれということで記載されると。それが、例えば、自動車の売買とか不動産の賃貸とか、そういうところに使われることがわからんということで住民票をとられると。そういうところの、何と言いますか、注意といいますか、それは本人の意向だけということだけでございますか。
- ○議長(三角 良人) ちょっと待って。課長、住民票をとるときに、番号をどうした取得の仕方があるかということでしょ、多分。どんなふうにするかよ。それで、漏れんやろうかという質問のごとある。わかりますかね。総務課長。
- ○総務課長(今泉 俊裕) 住民票を申請される際には、1月以降、マイナンバーカードを取得されれば、そのカードによって、あるいは、今、ロビーに置いとりますコピー機でございますが、これにカードを差し込むと自動的に出てくるということ。それから、マイナンバーカードを取得されない場合につきましては、今後、行政関係の手続書類において個人番号を記入していただくということになりますが、その個人番号の取り扱いについては、役場の職員が厳重に管理すると、行政側では、それを厳重に管理するということでのセキュリティー、プライバシー保護ということを図っていくということでございます。

それから、情報が一元管理されるということにつきましては、国のほうでも申し上げてると思いますけど、情報の管理に当たっては、今まで各機関で管理していた個人情報は、引き続き、その機関が管理し、必要な情報を必要なときだけやりとりをする分散管理という仕組みになっておりますので、情報の一元管理ということは、国のほうでもやらないということをはっきり打ち出しております。

以上でございます。

○議長(三角 良人) この議案に対しては、両常任委員会でありますので、そのときに詳しい説明を、質問をしてください。

これで、質疑を終結します。

よって、議案第54号を総務建設産業委員会、文教厚生委員会の各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを、総務建設産業委員会、文教厚生委員会の各委員会に付託します。

日程第6. 議案第55号

○議長(三角 良人) 日程第6、議案第55号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長(今泉 俊裕) 議案書5ページをお開きください。

議案第55号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する 条例について、提出するものでございます。

提案の理由でございますが、被用者年金制度の一元化のために、厚生年金保険法等の一部改正が平成27年10月1日に施行されまして、議会の議員、その他非常勤の職員が加入しております共済年金、これが厚生年金に一元化されたことに伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

次の6ページ以降が、改正の内容でございます。

11ページの新旧対照表でお話をさせていただきます。

11ページの新旧対照表、附則第5条、ほかの法令による給付との調整でございますが、この一番左に傷病補償年金、それにつきまして、各年金等の種類の名称の変更、それから掛け率の変

更でございます。

次の12ページが、下のほうから障害補償年金についての中身の年金の名称等の変更、掛け率の変更。

次の13ページが、遺族補償年金についての同様の改正。

14ページ中段下、第2項、これは休業補償についてでございますが、それぞれの年金の名称、それから掛け率の変更を行うものでございます。

8ページに戻っていただきまして、8ページの一番下のほうでございます。附則で、1、施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものでございます。 それから、2、経過措置といたしまして、経過措置の規定でございまして、次の9ページ、上から6行目が3でございますが、引用される法律によってそれぞれ経過措置の時期が異なっておりますので、こういった、ちょっと長い書き方になってございます。

次の10ページ、下から4行目の4でございます。これは、この条例の施行前に支給された年金たる補償及び休業補償については、改正後の新条例の額の内払いとみなすものでございます。 以上であります。

- ○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 よって、議案第55号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]
- 〇議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を 改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第56号

○議長(三角 良人) 日程第7、議案第56号須恵町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野税務課長。

〇税務課長(梅野 猛) おはようございます。

議案書の15ページをお願いいたします。

議案第56号須恵町税条例等の一部を改正する条例でございます。

提案理由です。地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の制定に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

今回の改正も、一つの条例の一部改正を2条に分けて行う方式で行っております。

改正の主な内容は、地方税法総則に定められていた徴収猶予等に係る規定が、各市町の実情等

に応じて条例で定める仕組みとなったことによる整備です。

20ページをお願いいたします。

新旧対照表で説明いたします。

まず、1条関係です。見出しの一番上に、「1条」と書いてあります。1条関係です。第8条で、徴収猶予申請書、同延長申請書の記載内容、添付書類などの申請手続等について。

次のページの21ページの中よりやや下のほうに、第9条で、職権による換価の猶予の申請手続について。その下、第10条で、申請による換価の猶予の申請手続等について整備しております。

なお、この申請による換価の猶予は、今回の地方税法の改正により創設されたものです。

次のページの22ページの中央です。第11条では、猶予制度を申請する際に、担保を徴収する必要はない猶予に係る金額及び期間を定めております。

24ページ以降の第2条関係では、番号法に伴う各種税関係書類の記載事項追加等による改正です。主に、法人番号の字句の次に、法人番号を規定する番号法の条項を追加する改正を行っております。

19ページに戻っていただいて、附則として、この条例は平成28年4月1日から施行し、第2条の改正規定は公布の日から施行するとしております。また、2条で、徴収猶予、猶予制度等は、施行期日以降の申請に適用し、同日前に申請されたものは、従来の令によるものとしております。

以上です。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 よって、議案第56号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

〇議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号須恵町税条例等の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第8. 議案第57号

○議長(三角 良人) 日程第8、議案第57号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長(満行 誠) 議案書は、27ページをお願いします。

議案第57号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例です。こ

の条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、租税条約等の実施 に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部が改正されたためでござい ます。いわゆる、金融所得課税の一体化が行われたためでございます。

2ページめくっていただきまして、29ページの新旧対照表をお願いいたします。

これは、平成25年9月議会に提出しました国保の税条例の一部改正条例、それを改めるものでございます。附則(施行期日)第1条では、右側、改正前、平成29年1月1日から施行するとしていましたが、左側、改正後では、下線部分ただし書きを追加しまして、附則第14項の改正規定の配当所得を、利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分については、平成28年1月1日から施行するものとしたものです。ちなみに、本附則規定は、課税の特例を示したものでございます。

次の、適用区分におきましては、第1条の下線部分ただし書き以降の改正を、第3条におきまして、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するとしたものでございます。

1ページ前の28ページをお願いいたします。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 よって、議案第57号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 を文教厚生委員会に付託します。

日程第9. 議案第58号

○議長(三角 良人) 日程第9、議案第58号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 を議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内都市整備課長。

〇都市整備課長(安河内久人) おはようございます。

議案書30ページでございます。

議案第58号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、道路法施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日に施行され、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

主な改正内容につきましては、占用物件の種類ごとに所在地区分、甲地、乙地、丙地の3区分とされていたものが、現状の適正化を図るため、固定資産税評価の地価の平均をもとに、各市町村の地価の平均降順に第1級地から、第5級地の5段階に区分され、本町の所在区分地が第2級地に定められたこと。また、占用料の額の算定につきましては、占用料の額の算定基礎となる民間における地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動を反映した見直しに伴い改正されたため、道路占用料徴収条例の別表の電柱、ガス管等の占用料の定額、定率を改め、あわせて道路占用許可対象物件の追加等により、施行令の各号を改めるものでございます。

詳細につきましては、議案書35ページから39ページに、新旧対照表をつけておりますので 御参照お願いいたします。

議案書31ページをお願いいたします。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 よって、議案第58号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]
- ○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第10. 議案第59号

○議長(三角 良人) 日程第10、議案第59号平成27年度須恵町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長(今泉 俊裕) 議案書40ページをお願いいたします。

議案第59号平成27年度須恵町一般会計補正予算(第6号)でございます。

地方自治法の規定により、平成27年度須恵町一般会計補正予算(第6号)を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書により御説明をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

平成27年度須恵町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億 3,624万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ91億5,004万 2,000円とする。第2項、予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

第2条は、地方債の補正につきまして、地方債の追加を第2表地方債補正により説明をいたします。

第3条では、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加を第3表債務負担行為補正により御 説明をいたします。

次の2ページをお願いいたします。

第1表歳入でございますが、6款地方消費税交付金965万円。これは、今回の歳出補正額に対しまして特定財源を充当し、なお不足する額をこの地方消費税交付金で財源手当をいたしております。

それから、8款の地方特例交付金、これは額の確定に伴う追加。

それから、9款地方交付税は、普通交付税の額の決定により、減額をするものでございます。

- 13款国庫支出金1項国庫負担金、それから14款県支出金1項県負担金、これは児童手当、それから障害者自立支援給付費等の負担金の増額でございます。
 - 15款財産収入は、不動産の売り払い収入。
 - 17款繰入金は、財政調整基金からの繰り入れを行います。

それから、20款町債、これは中部防災センターの用地の先行取得に充てる起債1億円でございます。

次、3ページ、歳出でございますが、全体を通しまして、職員の人事異動による人件費、給料、 手当の調整を行っております。それから、共済費につきましては、掛金の算定基礎が標準報酬制 に移行されたことにより調整を行っております。その他の主なものを申し上げますと、2款総務 費1項総務管理費で財政調整基金への積み立て、それから須恵町PR事業の増額。

3款民生費で、1項社会福祉費、障害者自立支援給付費の増額。2項児童福祉費は、児童手当、私立保育園への保育委託料の増、それから、新アザレア幼稚園の駐車場整備工事の測量設計委託等でございます。

4款衛生費2項清掃費の減額は、ごみ袋製作費の減額でございます。

8款土木費5項下水道費は、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額1,017万4,000円。

9款消防費、これは歳入でもお話しました中部防災センター用地の先行取得費等でございます。 次の4ページ、教育費は、職員人件費の補正が大半でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

1、追加でございますが、起債の目的、仮称でございますけど、中部防災センターの用地取得事業債、限度額1億円。起債の方法、利率。償還の方法については記載のとおりでございます。 次に、6ページ、第3表債務負担行為の補正でございます。

これも追加で、議会広報印刷製本費、平成28年度から平成30年度まで3年間、限度額468万8,000円。それから、広報すえ印刷費、これも平成28年度から平成30年度まで3年間1,341万7,000円。これは、プロポーザル方式により、業者選定を本年度末までに行うために、債務負担行為を設定するものです。

以上であります。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 お諮りします。議案第59号については、議長を除く13人によって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号平成27年度須恵町一般会計補正予算(第6号)を予算審査特別委員会 に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。

委員長に今村桂子議員、副委員長に松山力弥議員であります。

日程第11. 議案第60号

○議長(三角 良人) 日程第11、議案第60号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長(満行 誠) 議案書は、41ページをお願いいたします。

議案第60号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の平成27年度歳入歳出補正予算書の41ページをお願いいたします。

平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ160万2,000円を減額 し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億7,339万8,000円とするものです。

款項の区分及び金額につきましては、次のページ、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

42ページをお願いします。

まず、歳入です。8款1項他会計繰入金は、職員人件費の減額補正に伴います給与費等繰入金 160万2,000円の減額です。

次の、43ページの歳出をお願いします。

1款1項総務費総務管理費は、職員3人の給与費等を予算計上しておりますが、人事異動等により160万2,000円の減額です。

4款1項前期高齢者納付金等5万7,000円は、前年度納付金の社会保険診療報酬支払基金からの清算確定通知によるもので、同額を次の10款予備費で減額しまして、予算調整させていただいております。

以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 よって、議案第60号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を文教厚 生委員会に付託します。

日程第12. 議案第61号

○議長(三角 良人) 日程第12、議案第61号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長(満行 誠) 議案書は、42ページをお願いします。

議案第61号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の平成27年度歳入歳出補正予算書の48ページをお願いします。

平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ19万7,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,819万7,000円とするものです。

款項の区分及び金額につきましては、次のページ、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

49ページをお願いします。

今回の補正は、職員1人の人件費が昇給、昇格により増額予算となりましたので、その財源を 一般会計から繰り入れて予算措置したものでございます。 まず、歳入。3款1項他会計繰入金は、事務費繰入金19万7,000円を追加補正しております。

次の50ページの歳出をお願いします。

1款1項総務費総務管理費は、職員人件費19万7,000円を追加補正しております。以上のとおり、よろしくお願いいたします。

- ○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 よって、議案第61号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]
- ○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を文教 厚生委員会に付託します。

日程第13. 議案第62号

〇議長(三角 良人) 日程第13、議案第62号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補 正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

〇上下水道課長(石井 浩二) おはようございます。

議案書の43ページをお願いいたします。

議案第62号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。 地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正 予算(第1号)を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の55ページをお願いいたします。

平成27年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ342万5,000円を減額 し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億357万5,000円とするものです。第2項歳入歳 出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

次の56ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正の歳入です。

第5款1項他会計繰入金、補正額マイナス1,017万4,000円は、一般会計繰入金の収入 調整による減額でございます。 6款1項繰越金、補正額674万9,000円は、前年度の繰越額が確定しましたので増額するものでございます。

次の57ページをお願いいたします。

歳出です。

- 1款1項総務管理費、補正額マイナス59万円は人事異動に伴う人件費の減額でございます。
- 2款1項下水道事業費、補正額マイナス49万円も人事異動に伴う人件費の減額でございます。
- 3款1項公債費、補正額マイナス234万5,000円は平成26年度の町債借入額の確定に伴う減額でございます。

以上、審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]
- ○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を総務 建設産業委員会委員会に付託します。

<u>日程第14. 議案第63号</u>

○議長(三角 良人) 日程第14、議案第63号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

〇上下水道課長(石井 浩二) 議案書の44ページをお願いします。

議案第63号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の62ページをお願いいたします。

第1条、平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、支出です。第1款第1項営業費用、補正予定額マイナス613万5,000円。

これは、主なものは人事異動に伴う人件費を減額するものでございます。

以上、審議方よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 よって、議案第63号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)を総務建設産業委員会に付託します。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月10日午前9時に再開します。

本日はこれにて散会します。

午前11時00分散会

平成27年 第3回(定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成27年12月10日(木曜日)

議 事 日 程(第2号)

平成27年12月10日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出 席 議 員(14名)

1番	児	玉		求	2番	世	利	孝	志
3番	白	水	勝	元	5番	三	角	栄	重
6番	田	1	上	真	7番	松	Щ	力	弥
8番	猪	谷	繁	幸	9番	田	原	重	美
10番	合	屋	伸	好	11番	原	野	敏	彦
12番	三	上	政	義	13番	柴	田	真	人
14番	今	村	桂	子	15 番	三	角	良	人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局	長	吉	松	良	徳	係	長	白	水	誠
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕	史	副 町 長	平	松 秀	_
教 育 長	安河内文	彦	理事(事業統括)	安	川敏	幸
理事(会計管理者)	稲 永 修	司	総 務 課 長	今	泉俊	裕
まちづくり課長	櫻木幹	夫	住 民 課 長	満	行	誠
税 務 課 長	梅野	猛	健康福祉課長	小	林はつ	み
都市整備課長	安河内久	人	地域振興課長	安	河 内	隆
上下水道課長	石 井 浩		子ども教育課長	御	手 洗 文	生
社会教育課長	川津政	文	税務課参事	甲	能 裕	和
総務課課長補佐	平 山 幸	治	監査委員	百	田清	

〇議長(三角 良人) おはようございます。

まず最初に、傍聴者の方にお願いします。携帯を鳴らされる方がございますので、もう一度確認をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長(三角 良人) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。3番、白水勝元議員。

○議員(3番 白水 勝元) おはようございます。議席番号3番、白水勝元です。

子育て支援は、今、政府が主要課題として取り組んでいる問題ですが、当町でも幼児園の新設等で、大きく予算を割り当てて対応されています。その子育て支援に関連して、病児保育について質問します。

仕事を持つお母さんは、幼児の面倒を見てくれる親族等がいない場合、幼児園に子どもを預けて仕事に行きます。その預け先で子どもが発病した場合、職場を抜けて子どもを迎えに行く必要があるなど、特にひとり親家庭では大きな負担となります。病児保育に対する町の取り組みの現状と、今後に向けたよりよい対処方針をお伺いいたします。

一つ、現状は病児保育の提携病院へ親が子どもを連れていくことで対応されているようですが、 提携病院の休みや時間外のときの対応を充実させるお考えはありますか。例えば、契約病院をふ やすというようなことですね。

二つ目、子どもが一定間隔で頻繁に発症したとき、親は頻繁に職場を抜けるため、会社をやめざるを得なくなったりすることが考えられますが、このような場合への対応策は、今後どのようになされようとしていますでしょうか。ひとり親が無職になれば、生活保護へといった事態も考えられます。

以上、現状と今後の対策について質問いたします。

- 〇議長(三角 良人) 中嶋町長。
- ○町長(中嶋 裕史) 御質問にお答えしたいと思いますが、この病児保育につきましては、今年の4月1日に宇美、志免、須恵3町で宇美町にあります岡部病院と契約を締結したということで、議員が議員になられる前のことでございますので、詳細についての審議には加わってなかったというふうに思うわけでございますが、いずれにいたしましても、町民に浸透、アピールするために、タイムリーな質問ではなかろうかというふうに思っております。

この問題っていうのは非常に難しい問題で、行政だけ、あるいは保護者だけで解決できるもの

ではなくて、やはり国の制度そのもの、それから会社の了解と言いますか、そういう状況を知っていただいて、ひとり親世帯については応分の保護と言いますか、そういうことをしていただくことでしか解決できないのかなというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、子ども側からとると、やはり子どもが病気になって一番心配し、心落ちつかせて安心するのは、やはり親だというふうになるわけでございまして、病気になれば親がやはりそこに駆けつけて、子どもに安心感を与えるというのが一番の方策だと。

しかしながら、そういうひとり親等においては、そういうことができにくい状況、そしてまた 会社のほうでもおりづらい状況になってくるということで、今、御心配のようなことが起こって くるというふうには思っておるわけでございますが、いずれにいたしましても、いわゆるこの見 守りと申しますか、児童福祉法の中に定義づけられておりまして、その法に基づいて本町では病 児保育事業というのを宇美、志免、須恵でやったわけでございまして、パターンとしては3つあるわけでございます。

1つは、病児対応型、あるいは病後対応型ということで、病院、保育所等で付設されている専 用のスペースで看護師が一時的に保育する事業という問題、2つ目は、体調不良で急な場合でご ざいますが、そのように対応するということでございまして、これは緊急的な対応というふうに 申し上げるわけですが、3つ目としては非施設型ということで、地域の病後児について、看護師 が保護者の自宅に行って、訪問して一時的に保育するという事業であるわけでございますが、本 町では宇美、志免、須恵で1型をとっておるわけでございまして、いわゆる病児対応型というこ とで、地域の子育て支援事業として位置づけて3町で契約しておりますが、その病院も契約をふ やせばという話ですけども、今、リスクが一番多いということで、医者にもなりたくないのが産 科と小児科というふうなことで、小児科不足というのはもう慢性的に日本全国で起こっておるわ けでございますが、糟屋南部においては、岡部病院、それから山崎産婦人科医の奥さんのほうが 小児科医ということ、それから水戸病院に小児科の先生がおってあるわけでございまして、糟屋 南部としては小児科の専門医がおられるというだけでもちょっとした安心感があるわけですが、 私も12年ほどこの医療関係に役場で対応しておったんですが、昔は集団接種で予防注射とかあ るわけですが、その中で本町では内科医の方が多いわけですが、外科も今、数カ所できておりま すけれども、そのとき先生がいつも会話の後、終わってお茶飲みの会で聞かれるのは、水戸病院 の小児科の専門医の先生に小児科のことをいつも内科の先生が聞いておられた、それほど内科と 小児科ということでも大きな開きがあるということで、予防注射に小児科の藤原先生が来られる と、みんなは喜んで小児科のことの質問をされておったということでございまして、施設をふや すということにはなかなか対応が難しいと。

今の小児科専門医で開いてある方々が、いわゆる自分の診療だけでも大変なのに、今回、宇美、

志免、須恵3町435万3,000円で、契約を受けていただいていると、それだけでもこちらからすると非常にありがたいという状況にありまして、いわゆるその病児保育、大事な事業であるけれども、その制度としてそれがクリアできていくのは非常に難しいと。だから、ほかの町ではなかなかこういう制度も取り入れることが困難な状態もあろうかと。

それから、大きな病気になると、うちはこども病院を抱えておりますので、都市圏で。福岡市の病院ですけれども、都市圏もいろいろ補助をしておりますので、こども病院というのがあるわけで、緊急あるいは大病等については、こども病院がありますので、非常に子どもの病気に関しては、ほかのところよりも少しは恵まれておると、でも万全ではないというのが今の状況でございます。

今言いましたように、本当に小児科の先生たちが多く育っていく、あるいは産科の先生が育っていくということで、お産の場合の状況も非常によくなってくるんではなかろうかというふうに思っておるところでございますが、これも言いましたように、利用時間が限定されております。月曜日から木曜日の8時15分から5時半までというようなこと。それから、1つの病気について連続5日までとか、そういう制限、これは仕方がないことで、1人の方がずっとそれにかかわるということになると、ほかのそういった病気を持ったお子さんたちのほうに影響するということで、縛りをくくっておりますけれども、問題はやはり先生不足、医師不足。それから、いわゆる企業のほうへの理解、これをやっぱり国がきちんと進めていく。そして、そうした場合、例えば代替の賃金等を払える、あるいは代替が急に見つからないということであれば、その人の休んだ分の補償は国がするとか、そういう制度になっていかないとなかなか難しい。

世の中やはり母子家庭とかひとり親世帯、それからあるいは核家族ということで、子どもたちを見る環境にないわけでございますので、その点については、町としてもできる限り、今の現況下においてでき得る限りのことをやっていきたいと思いますし、また、いろんな機会を通じて、政府機関のほうにもこの問題について、国の政策としてもう少し制度化をしてほしいというふうなことを働きかけていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

〇議長(三角 良人) 白水議員。

○議員(3番 白水 勝元) 御丁寧な答弁ありがとうございました。

調べましたところ、粕屋、篠栗、久山、この3町もやはり同じように契約の病院1つ持っております。こういうところと、相互乗り入れみたいにすれば、例えば月曜日から木曜日までじゃなくて、金曜日も土曜日も可能性は、調べてみないとわかりませんけども、そういう対応できる可能性が広がるのかなということで、そういった方面での御検討もお願いしたいなというふうに思います。

〇議長(三角 良人) 中嶋町長。

- ○町長(中嶋 裕史) それにつきましては、粕屋中南部消防署のほうで、休日急患センターというものを久山のあそこのとこに持っておりますので、土日、あるいは時間外等についての救急の場合は、休日急患センターというものをつくっておりますのでそこで対応、そこもいわゆる小児科専門医の方がおってなければ3歳未満受け付けませんので、すぐ福岡市のほうの病院のほうを紹介して、そちらのほうに行っていただくとか、そういう対応で今のところいっております。
- 〇議長(三角 良人) 白水議員。
- ○議員(3番 白水 勝元) わかりました。どうもありがとうございました。 以上で質問を終わります。
- 〇議長(三角 良人) 8番、猪谷繁幸議員。
- O議員(8番 猪谷 繁幸) 8番、猪谷繁幸、よろしくお願いします。

私はちょっと今回2点出させていただきました。

まず1点、みそづくり教室の今後について、町長の見解を求めたいと思います。

須恵町では、健康づくりの目玉であるみそづくり教室について、現在進められておりますが、 私も毎年自宅用のみそとしてつくらせていただいておりますが、発足当初より、施設のほうが 32年以上経過しておりますので、それとまた、今まで参加してあった方が高齢化になって、若 干少なくなってきているんじゃないかという関係者の声も聞きましたので、そのことについてお 聞きしたいと思います。このまま参加者離れが進んでいきますと、今後、費用対効果の問題で廃 止とかいう方向に向いていったら困ると思いまして、ちょっと今回そういう質問をさせていただ きます。

今まで、養生みそが町内の医療機関、幼稚園、幼児園、小学校等で現在、実際に使われております。それで、病人や幼児、児童の健康面でも大いに役立っていると考えております。参加される方が、現在、ちょっと調べさせてもらったら、グループが当初40グループを目標で設置されておりましたが、ここちょっと過去5年間さかのぼらせて調べさせてもらったら、現在、27年度の申込数が32グループということで、若干ちょっと減ってるのかなということでちょっと危惧しております。

それで、今後、食の大切さを十分に町としても取り上げていかれると思いますので、今後、み そづくり教室のグループへの参加の周知方等もあわせて町長の見解をお願いしたいと思います。

それから、2問目といたしまして、環境に優しい電気自動車の試験的購入についてお聞かせい ただきたいと思います。

現在、須恵町におきましては、行政改革による課の統合、職員数の削減等が実施され、財政調整基金も大分たまってきたという報告を受けましたが、これから先、将来を見越して考えますと、

まだまだ財政難が続くと思いますので、その辺で視点を変えて、公用車に目を向けさせていただきますと、今現在、電気自動車の購入に当たりますと、補助金等がついておりますので、これについて導入をお願いしたいと。

私なりにちょっと調べさせてもらったら、車両本体価格では大体60万円ぐらいの値段の差があると思います。それで、そのうちの20万円の補助金がつくと。あと、所得税と重量税が免除、年に2回ぐらいのオイル交換等がされていると思いますが、それがオイル交換の必要性もないというような形で、費用対効果の面に対しても大きなメリットがあると思いますので、それから、金額的に高いものですから、1日大体50キロ走行を目安として比較しますと、大体燃料代が半分で済むと。するとまた8年間積算していきますと、100万円ぐらいの1台当たりですね、お得な金額になってくるかと思いますので、メリットばっかりじゃありませんけども、やっぱり1日100キロ走行で可能な車がエアコン使用とか暖房使用の場合は目減りすると、大体エアコン使用で30%ぐらい落ちるということなので、1日平均70キロが走行可能と。暖房の場合は、大体半分ぐらいに落ちると。それとまた、5年間使用した場合、走行距離の20%ぐらいが落ちてくるとなりますので、10年間使用する場合30%ぐらいは落ちてくるという形にはなりますけども、それを考えてもまだ十分費用対効果が出ると思いますので、その辺のこともよろしくお願いしたいと思います。

町長の見解をよろしくお願いします。

〇議長(三角 良人) 中嶋町長。

〇町長(中嶋 裕史) 2つの質問をいただきました。

まず、最初のみそづくりでございますけれども、確かに今言われたように最初40組ぐらい、1つグループで6人から8人ぐらい来られるわけですが、今32グループ、8グループぐらいは減ってきたと。先ほど言われたように、それは高齢化、あるいは今、若い人たちがみそを1回つくる工程が3日間かかるわけでございまして、3日間もそのみそづくり作業に充てることが不可能だということで、グループがつくれないというような状況があろうかと思います。

全盛時代は、1つの室で販売用と持ち帰り用ということで輻輳して十分できないということで、一時、持ち帰り用の室を特別にプラスして買った状況もあるわけでございますが、現在、全部で54工程しかとれないわけですね、1年間を3日間で計算すると。そうしますと、54工程で持ち帰りとそれから販売用ということに、販売用が54工程でございます。全部で90工程いるわけで、今、32グループぐらいでちょうど適度な量と言いますか、回していくのにはそういう状況でございます。

しかし今、販売用のみそを買われている方たちが言われているのが、今、養生みそについては 浅いと、熟成度が足りないというような意見も聞いておりますが、それはもう仕方がない。いわ ゆる工程の中でいきますので、持ち帰りがなければ十分熟成ができるわけでございますが、だから自分でみそをつくって、自家用みそとしてする方もありますが、そういう方たちがだんだんと減ってきておりますので、今、販売用にその時間がかけられるということで、養生みそを好まれると言いますか、そういう人たちについては、何ら今のところ問題は生じていないと。

いずれにいたしましても、その1組でもみそをつくりたいという方があれば、それは継続してやっていくつもりでございますが、その持ち帰りみその空いてる分については、販売用のみその工程に充てられるということで、今のところ、みその加工についての問題は起こっていないという状況でございますが、今、若い人たちはみそキットというか、1日ぐらいでできる簡単なみそづくりのキットがあるわけですが、それを好んでされる方もありますが、また食生活も今は毎日朝みそ汁が出てくる家庭も少なくなってきておるし、みそを使われる量っていうのも減ってきておるという状況もあろうかと思いますが、結論的に申しますと、1グループになってもみその持ち帰りの部分についての支援というか、それについては継続していくということでございます。

それから、電気自動車の話でございますが、これは経費削減から、経済的な効果から持ってこられると、私もそれについては試算をしておりますが大差ないわけでございます。いちいち読み上げるのもちょっと時間がかかりますのであれですが、私は環境面からすると、非常にこれは考えていかないかん状況ではなかろうかと、電気自動車はですね。

今のところ、電気自動車ということになりますと、本町で1台持ってあるかないかぐらいではなかろうかというふうに思いますが、車種も限定される、小さい車になるわけでございますし、走行距離の問題もいろいろ、しかし、環境面からすると、それは CO_2 の排出量というのはガソリン車と比べものにならんと。今、北京あたりでは赤色の警戒信号が出ておりますけれど、ああいう状況にはならないと。日本もかつては東京あたりのスモッグとか北九州の、今の北京以上のいわゆるPM2. 5等を出しておった状況もあるわけで、これはいわゆる発展途上国については仕方ないっていう、仕方ないでおさめられませんけども、そういう日本も過去、そういう経緯を経て今の状態が起こってきているんだと。だから、日本のいわゆるノウハウを早く中国に利用していただきたいというか、そういう状況もあるわけでございますけれども、環境面からすれば考える。

しかし、この前、県知事とちょっと同席する機会がありまして、県知事が公用車で帰るのは水 素ガスなんですよね、水素の車。県でも1台ぐらいしかないっちゃなかろうかと。だから、どち らがどういうふうにいいのか、経済的には確かに台数がないから割高になって高くなるというの は当然のことで、議員言われるように将来的に考えると、それは見越すと安くなっていく可能性 というのは出てくるわけですが、国がどちらを今向いているのか、電気化しているのか、水素化 しているのかと。モデル車として県知事が乗っておりましたけれども、それも環境面からすると 水素車というのもいいんではなかろうかと思っておりますが、補助金のあるうちに1台ぐらいという話であれば、社会実験としてはもう少し検討させていただいて、それが可能であれば、車種によっては役場で使うには不適な部分、いわゆるワンボックスの軽のトラック、ワゴン型を荷物乗せたりはしますので、それが1人だけしか乗れないということになれば、使うところの問題もありますので、ただそれを買うだけでは意味がないというようなことも考えられますので、車両を担当しております総務のほうで、今、トータルで59台公用車があるそうでございますが、その交代時期に、そういうのを検討していくというのは十分可能かなというふうに思っております。

〇議長(三角 良人) 猪谷議員。

○議員(8番 猪谷 繁幸) 先ほどの答弁で、大体話はわかりましたけども、先月末、ちょっと 日にち忘れたんですけども、安倍首相は電気自動車については、現在、大体100キロぐらいが 限度ですけども、今のあれを精査して、28年度より5倍ぐらいの走行距離を伸ばすという形で の指示を出されておりますので、今後ますます需要が高まっていくんじゃないかと思いますので、 その辺は強く要望、試験的導入を要望したいと思います。

これに関しては、リースのほうもちょっと確認させてもらったら、リースの場合は、例えば 5年間で何かの故障があったら無料修理という形にはなりますが、それ以外での修理になったら、借りたほうの責任という形でやっていただくと。それであったら、逆にハイブリッド車あたりの ほうが値段的には安く借りられますよというような話だったので、リースというのはちょっとまず考えられないのかなと。

町の財政として、リースのほうがいいっていう今、方針で進まれておりますので、その辺は電気自動車につきましては、先ほど町長も言われましたように、社会的実験という意味で、町が先駆者となってやっていただきたいと思いますので、この点については強く要望させていただきたいと思います。

それから、みそづくり教室につきましては、今後も継続していくということで伺いましたので、 大変ありがとうございました。それで、やはり小学校とか幼児園あたりで今、町のみそを使って おりますので、その辺の保護者に対するPRとかをしていただければ、まだ参加者がふえてくる と思いますので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。

私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇町長(中嶋 裕史) 今、社会実験という話が出ましたが、社会実験として今、私が乗っている 公用車をハイブリッドにしておりますが、ああいう大型でありますと、ハイブリッドの余り効果 出ませんね。ガソリンのみっていうのは、普通の車とさほど変わりません。そういうことです。

〇議長(三角 良人) 9番、田原重美議員。

〇議員(9番 田原 重美) 9番議員、田原重美です。

若杉山登山ガイドの発行を。若杉山の麓にある須恵町には、雄大な若杉山登山道があります。 JR博多駅から須恵中央駅まで30分程度で着くことや、近年の健康志向により、多くの登山者 を見かけます。初心者のために、町で若杉山ガイドや三郡縦走コースなどの資料を発行していた だければ、登山者に喜ばれると思います。

皿山公園から登山道のわきには、春はツツジに始まり、アジサイ、ハナショウブなどの花々が植樹され、登山者の目を楽しませてくれています。この登山道より、岳城、若杉山を目指して多くの登山者を見かけます。上へ進んでいくと、クジャクなどの動物たちが小さなお子さんを歓迎して遊んでいます。その先には滑り台などの遊具があり、また、先へ進めば休憩所、池ではコイ、アヒル、亀などがたくさんいて、お客様より餌をいただき、楽しく泳いでいます。その先には、東屋があり、広い広場があって、団体さんたちの憩いの場になっています。それより先に進めば、篠栗町との分岐点があって、右折して進んで5分程度で若杉山、岳城の標識を目にして直進していくと、お地蔵さんと滝があり、これより30メートル先に水飲み場があります。その先へ10分程度で岳城展望所に着きます。展望所からは、福岡市街や志賀島、遠くは糸島半島の可也山の風景が望めます。展望所にトイレがあれば、中高年の女性はゆっくり食事や会話を楽しむことができます。心が癒され、また来たいという気持ちになっていただければ、町の活性化にもつながると思います。ぜひともトイレの設置をお願いいたします。

岳城展望所より、尾根伝いに20分ほど進み、三差路を左折して養老の滝まで10分ほどで到着です。日曜日には、お遍路さんたちがたくさんお参りされています。その先を50メートルほど進んでいくと、一休さんの看板があり、右折してお地蔵さんの左横をすり抜けて行くと車道に出る。前方を見ると、白い鉄柵があり、その上を進めば揺るぎ岩と出会い、その先の階段を登っていくと楽園キャンプ場広場に到着です。養老の滝からキャンプ場までおおよそ20分ほどかかっています。キャンプ場を後にして、車道を100メートルほど下れば、大和の大杉、巨木探査路入り口の看板を左折して進んでいくと、6分ほどで綾杉幹回り6メートル、樹高20メートルに対峙できる。それより上へ10分ほどで大和の大杉、幹回り16.15メートル、樹高40メートルの巨木には圧倒される。大和の大杉より100メートル先に杉の木3本ある三差路に出る。右折をして進めば篠栗町のセラピー、森林浴の車道には木材チップが敷かれて、香りがよく、また足の裏には木材チップの心地よさが伝わりリラックスできる。心までウキウキできる車道である。須恵町体育協会の看板を目印に左折して進むこと、10分ほどで茶店のところに到着である。その先を2分ほどで若杉山山頂に到着できる。奥之院の神社の後方を通り抜けて下山にかかり、50分ほどで楽園岳城の標識のところを通過し、それから10分ほどで若杉山、岳城の標識のところを通過し、おおよそ30分ほどで皿山公園に到着である。

今、町で発行されている地図は、抽象的でわかりにくいという意見があります。上空から眺めた地図をつくっていただければ、初心者の方々にもわかりやすいと思います。また、若杉山より三郡縦走の資料もあわせて発行をお願いします。なお、資料は町の登山部で用意をいたします。よろしくお願いいたします。

〇議長(三角 良人) 中嶋町長。

○町長(中嶋 裕史) 若杉登山道のガイドブックなりをつくってほしいということの質問でございますが、現在、今、議員も質問の中でおっしゃったわけでございますが、須恵町ハイキングマップというものがA4版のやつである。ちょっと抽象的でわかりにくい、それから登山有志の方々がつくられた、こちらのほうが詳しくわかるように、手書きの分なんですけども、わかるようでございますが、そういった地図がありますし、ハイキングコースとかいうようなことで、本町にもそういう地図をいろいろとつくってアピールしたり、あるいは皿山公園のところまで行きますと、皿山公園からどのように行けばどういうところに行けるという案内板というか看板もつくっておるわけでございます。

町外、あるいは町内の方からそういう要望がありましたら、それによって説明をいたしておりまして、今のところ、そういった原課のほうに苦情とかいう話は来ておりません。その町がつくっている案内板と案内図でまずは事足りてるという状況でございます。それにつきましても、もう少しわかりやすいものにつくりかえると、そしてホームページ等に載せるというようなことも考えていくということは原課のほうでも申しておりました。

それから、次に岳城展望所でのトイレということでございますが、これは非常に難解でございまして、岳城頂上には水がないという、水がなければトイレはつくれないという、そこにポンプアップをしてということになりますと、常時それが使ってあれば、逆にポンプあたりもいいわけでございますが、時たましか使わないということになれば故障の原因にもなると。皿山公園からあそこの広場まで計4カ所のトイレがあるわけでございます。その間にある程度のトイレは済ませていただいておれば、頂上まで一番最後のトイレから35分ぐらいという状況でございますので、小学生あたりについては、イベント広場あたりで食事をされますので、その前に小用を済ませて利用されておるという状況でございます。

登山道に4カ所もあるというのはまれでございまして、私は、設備はある程度整っておると。 どこの山頂にもトイレがあるかというとそうではなくて、そうではないところはそうではないようなそれなりの対応をしていただいて、登山に励んでいただくということも考えていただかなければ、全てやるということについては財政的な問題も絡みますし、利用度の問題も絡みますし、トイレっていうとすぐ1,000万円ぐらいかかってしまうわけでございますので、費用対効果等を考えますと、山頂にトイレをということになりますと非常に難しさを感じておるところでご ざいます。

以上でございます。

- 〇議長(三角 良人) 田原議員。
- ○議員(9番 田原 重美) 今、あのガイド分についてもちょっと必要ないような答弁でしたが、できるだけ町以外の方がお見えになる場合は、登山部のほうで標識といいますか、ここからここまで若杉ですよ、岳城ですよという標識がありますよね。そのほかに、普通の方にわかるようなガイドの発行をしていただければ、大いに助かると思います。私たち登山部も1年に1回、日本各地の山を歩いております。24年には屋久島とか、25年には北アルプスの鹿島槍ヶ岳、26年には北アルプスの奥穂高とか、あと27年には木曽駒ヶ岳に行っております。そのときは、前もって資料を現地から取り寄せて検討を重ねてから行きようとですよね。そこで、須恵町日帰りでできる山ですが、できるだけわかりやすいガイドブックを出していただければ助かると思います。トイレにつきましても、何ですか、ちょっと昔式のくみ取り式でもいいけ、女性の方の用を足すのに、もう中高年の方になったら緩んではよおしっこが出るとですよ。そこを対応できんやろうかと思って。あと、3カ月に1回ぐらい須恵の衛生車からくみ取ってもらえば、そげん費用はかからんちゃなかろうかと思いますがよろしくお願いします。
- 〇議長(三角 良人) 中嶋町長。
- ○町長(中嶋 裕史) トイレについては十分検討しなければならないと。それが犯罪に使われがちにも、普段人がおらないところでのそういったものになりますし、どうしてもぼっとん便所にしても、バキュームカーがそこに登れなければならないと。あそこまで登っていく危険性というものも考えますし、バキュームカーがそれのためにいちいち登っていくというのも大変なことでありますので、下にトイレがありますので、そこである程度用を済まされて行っていただくというようなことをお願いするしか、今のところ方法はないかなと思っております。

案内図については、もう少しわかりやすい案内図を考えていきたいと。それから、標識板といいますか、1人2人で登山に行かれた場合に道に迷われるというようなこともありましょうから、そこで地図に書いとっても地図とその現地とっていうのは、なかなか合いにくい部分がありますので、至るところに標識板をこっちから行けば若杉山とか、こっち行けば三郡縦走ですよというようなものをつくっていきたいというふうには思っております。

以上です。

- 〇議長(三角 良人) 田原議員。
- ○議員(9番 田原 重美) 町長のほうからガイドの検討をしていただくような返事をいただきましたので、ありがとうございます。今後とも、トイレ等につきましても、須恵衛生車のほうにお願いしてくみ取ってもらうような方式で、3カ月に1回でいいですけ、今でも消防の防災無線

でも工事がありようごと、車の通り道あったですよね。そこで何とか用意できたらありがたく感じます。よろしくお願いします。

終わります。

- 〇議長(三角 良人) 1番、児玉求議員。
- ○議員(1番 児玉 求) 質問の前に、中嶋町長も答弁をお願いしたいと思います。
- ○議長(三角 良人) 何言うとね。質問がなからな答弁できんでしょう。
- ○議員(1番 児玉 求) 質問は今からいたします。

おはようございます。議席番号1番、日本共産党の児玉求です。これより一般質問を行います。まず、趣旨をお話しいたします。公務員の非正規から正規職員への転換を。須恵町では、昭和60年、労働者派遣法施行当時、正規職員は183人、非正規職員約10人。それに対して、平成26年は正規職員174人、非正規183人で、正規職員より非正規職員が多くなっております。合計人数は29年間で164人増加しておりますが、ほとんどが非正規職員であります。

公務労働は、生活や福祉、社会保障など住民のプライバシーに深くかかわる仕事であり、教職 員は子どもたちの指導教育を担い、子どもの将来を左右する大事な仕事です。その正規職員でや るべき仕事が、非正規職員という不安定な職種に書き換えられております。非正規から正規職員 へ転換をすべきです。

これが趣旨です。細かく今からお話しいたします。

1問が、なぜフルタイムの臨時保育士と子ども教育課事務が非正規で、その他の役場の職員が正規職なのか、その違いはというのが1問でございます。

2問目が、非正規から正規への転換を財政調整基金より繰り入れすべきだという質問であります。平成26年4月1日現在、前年度でありますが、須恵町役場職員は337名で54%、183名が非正規。教職員では県採用の小学校、中学校また町立幼稚園、保育所、私立保育園を含めて教職員が265名中の40%、107名が非正規であります。

子ども教育の面では、アザレア幼児園新築工事また須恵第二小学校、須恵東中学校の平成25年、26年、27年度福岡県重点課題研究指定委嘱が福岡県内でも高い評価を受けております。このことは学校長の方からも聞き及び、中嶋町長に敬意を表します。

ところで、なぜフルタイムの臨時保育士と子ども教育課事務が非正規で、その他の職員が正規なのか。違いは何でありましょうか。これをお尋ねいたします。

- **〇議長(三角 良人)** ん、2つね。2つ目。
- **〇議員(1番 児玉 求)** はい、まず今のは1問目でございます。(「終わらない、全部言う」の声あり)はい、それでは。

同じ公務をしながら、責任の所在の違いと言われても、非正規の納得は得られないでしょう。 給与の違いで職場に協調性が失われます。現場の非正規の保育士の先生は幼稚園教諭の免許も持っておられますが、子どもがいるため、またパートの保育士の先生も非正規を望んでおられました。

しかし、正規の保育士の先生でも、同世代の看護師や中学の教職の給与よりも安いと言われ嘆いておられました。今、保育士の先生が不足しております。給与の高い福岡市等に勤められた方もいるそうであります。

ちなみに、平成26年度非正規職員年間賃金では、一般事務5,800円から20日それの11カ月、139万2,000円が1年間の賃金であります。非正規の保育士・幼稚園教諭は6,700円掛ける20日掛ける12カ月で160万8,000円。

また、正規職員年間給料、一般事務大学卒、採用1年目、これは保育士・幼稚園教諭も採用1年目で同じ条件でありまして、年間給料期末手当を含んで年間264万2,972円という金額になっております。

非正規一般職と正規大卒1年目でも125万の差額が出ております。非正規一般事務職では139万2,000円、非正規保育士・幼稚園教諭160万8,000円は、2つの一般職と、この保育士の2職種とも官製ワーキングプアであります。これは、どういうことかといいますと福岡県平均給与約450万円の半分以下となっております。通常の生活が厳しくなります。国や県が補助金を削って、現状があると思われますが、須恵町が職員の防波堤として非正規をなくし、安心して働いていただいて、それを見る子どもたちが私も公務員になりたいと、教職員になりたいと思わなければ、須恵町この日本の将来は、危ういと思います。

フルタイムで、正規職員を希望される方は年齢に関係なく、条例を制定して正規職員として迎えるべきです。経済の安定なくして、公務のよい仕事はできません。ハード面の環境はそろいつつあるので、ソフト面の人材の確保育成に進むべきです。財政調整基金の繰り入れを提案いたします。(笑声)

あと、御答弁をお願いいたします。

- 〇議長(三角 良人) 今泉総務課長。
- ○総務課長(今泉 俊裕) おはようございます。

まず、私から前段の、全般的な一般的な部分と申しますか、そういうところをお答えさせてい ただきます。

まず、最初に、正規職員と非正規職員の数のお話しでございますが、正規職員のうち嘱託職員 を除いて、いわゆる一般職員の数でお話しをさせていただきたいと思いますが、一般職員の数が ピークのとき、今から10年前、平成17年度末の行財政改革前でございましたが、そのとき職 員のピークで181人でございました。財政の硬直化を示します経常収支比率、これを押し上げる要因となります義務的経費の中の職員の人件費を削減していくこと、そこから行財政改革集中プランを断行いたしまして、退職者の補充のための採用を抑えてまいりました。その結果、今日現在、町の条例の職員定数160人に対し、職員数は139人で行革前に比べまして42人減少しております。

一方、児玉議員がおっしゃいますように非正規職員につきましては、昭和60年当時で先ほどのとおり10人、これに対しまして26年度の先ほどの数字で183人でございます。非正規職員がこのように大幅に増加した要因は、1つには昭和60年に比べますと職員の育児休業制度、これが始まりまして育児休業と職員の職務を肩代わりする正職員が分担するわけでございますが、そこに補助職員が必要になったこと。

それから、この30年余りの間に御承知のとおり小学校1校、中学校1校、アザレアホール、 若杉の森運動公園、地域活性化センター等々の設備を整備してまいりました。このような設備の 維持管理運営に全て正職員を充てるということは、職員の確保の面からも財政的な面からも無理 な話でございます。で、そこに臨時職員を配置する必要がございました。

第2点目といたしまして、近年の住民のニーズの多様化、それから住民サービスの質の向上を 行政として答えていくために、例えば子育て支援事業、特別支援学級児童生徒への支援、障害児 放課後対策、介護予防対策それから幼稚園及び中学校の給食サービス等々、昭和の時代にはなか ったさまざまな施策を展開していく上で、それ相応の人員が必要となってきたわけでございます。 これらは児玉議員からの要求で提出いたしました資料のとおりでございます。

また、逆に雇われる側からしますと、年中フルタイムで働くことは困難であるが、週のうち何日か、あるいは1日のうち3時間から4時間であるならば勤められる。あるいは子育てが一段落して勤めたいけれども御主人の扶養の関係で所得制限を超えない範囲内での賃金収入が得られればという方のためには、臨時雇い、パートタイム勤務は都合がいいということもございます。

また、臨時職員の雇用は政府が景気浮揚対策として、平成22年度から進めております緊急雇用創出事業この施策の一翼を担うものでもあると考えております。その上で月曜日から金曜日、8時半から5時15分までフルタイム勤務の一般事務を担当する臨時職員でも、正規職員とではその責務と事務の質に格段の、当然格段の差がございます。臨時職員の職務内容は、窓口・受付・データ等の入力作業、行政上の判断が必要でない、言い方に語弊がありますが単純作業が主なものあります。一方、臨時職員への公務上の指示、法規に則った判断は当然、正規職員の職務であります。

ですから本来、正規職員であるべき仕事を非正規職員に置きかえているわけではございません。 臨時職員が従事する作業、雑務を正規職員がまぬがれ、事務の負担が軽減される分、正規職員は 地方公務員が果たすべき多岐にわたる高度で専門的な職務に専念し、よりクリエイティブな職務 を行うことができるものでもございます。

議員が御心配されております公務員の仕事が、住民のプライバシーに深くかかわる仕事であり、そういった公務について臨時職員が担当することはいかがなものかと危惧されていますが、そういうことがマイナンバー制度にも反対をされる一つの理由でございましょうが、臨時職員にも当然職務上知り得た秘密や個人情報等について、在職中、退職後に関わらず、守秘義務があるわけでございまして、採用に当たっては誓約書の提出を求めております。もし、臨時職員の中でそういったプライバシーの保護義務を違反した職員がいるとすれば具体的に名前を挙げていただければ、調査の上、厳正に処分したいと考えております。

プライバシー保護守秘義務につきましては、正規、非正規に関わらず職員として、絶対最低限 の服務規律であり、公務員としての必要条件ではございますが十分条件ではありません。各職員 はこれを踏まえた上で、須恵町の行政に日夜邁進しておるところでございます。

非正規職員から正規職員転換すべきということで、その転換するというのはどういうふうな転換だということはちょっとわかりませんでしたけど、なるほど本来、労働者とくに非正規労働者の権利、身分、待遇の改善を標榜されております御党の主義、主張からすれば、当然、非正規職員を解雇して正規職員の割合をふやせということではないということが先ほどお分かりしましたが、まあその方々、非正規職員を自動的に正規職員にするということは、条例で定めることもできませんし無理なことでございます。

で、そういった方を正規職員として雇って、財政調整基金、これは児玉議員の言われる自由に 使えるお金、これを使って職員をふやせということでございましょうが、これまでは国民健康保 険に金を使えということでございまして、国民健康保険にも出す、職員の給与にもこれを使うと いうことで、幾ら財調があっても足りないわけでございます。(笑声)

蛇足ではございますけれども、本年度末28年3月末の定年退職者が3名でございます。で、その次29年3月末の退職予定者が6人おりますので、まあ今後将来的には、年齢階層別の人事のひずみを起こさないためにも、ある程度の職員採用を、継続して行っていくことも考えなければならないとは思っております。

ちなみに本年度は、一般事務5名、土木建築専門職2名、保育士・幼稚園教諭2名、スクールソーシャルワーカー1名、合計10名の採用を予定しておりまして、来る28年4月1日の正規職員数は146人になる見込みでございます。

私からは以上であります。

- 〇議長(三角 良人) 続いて、御手洗子ども教育課長。
- **〇子ども教育課長(御手洗文生)** おはようございます。

子ども教育課でございます。今回、初めての答弁となりますので、お聞き苦しい点あろうかと 思いますが、どうぞよろしくお願いします。

それでは、非正規職員の現状について、お答えをさせていただきます。これから申し上げます 人数につきましては、児玉議員の要求により提出いたしました26年度の人数となりますことを 申し添えさせていただきます。

学校におけます、学習指導を行う教職員の数ですが、小中学校全体では109名、非正規職員であります講師の数は、常勤講師は27名、非常勤講師が6名、合計で33名となります。福岡県では教職員の数が非常に不足をしておるということで、その補充として講師を派遣いたしております。常勤講師につきましては、教諭に準ずる職務に従事する職員でありますので、学習指導を行いますし、担任を任せられる先生もおられます。また、非常勤講師の場合は、常時勤務に服さない講師でありますので学習指導は行いますが、担任は持たないこととなっております。

次に、小中学校で学習指導を行う町職員の数でございます。学習指導を行う正規職員は現在おりません。非正規職員につきましては、教職免許の資格を持った方を雇用いたしておりまして、26年度現在では16人となっております。この非正規職員につきましては、担任を持つことはありませんが、学級担任の補助的立場で学習サポートをお願いしているところでございます。町雇いの非正規職員は、学校側にとっては非常に大きな存在となっておりまして、この学習サポートにより、学級担任は児童生徒の学習指導に専念できることになり、子どもたちの学力向上につながっております。

また、通級教室及び少人数の習熟度別指導で非正規職員が直接、児童生徒の指導に当たっている場合がございますが、この場合は、担任の教師と十分な連携を図り、指導に当たっております。次に、幼稚園、保育所の場合でございますが、正規職員の数は、嘱託職員を含む数となっておりますが30人でございます。職員が不足している現状で担任が保育しやすいようにサポートのために非正規職員を44人配置しておるところでございます。当然、この非正規職員も保育士、幼稚園教諭の資格を持っております。雇用に当たりましては、面接を行った上で、意欲を持った方を雇用いたしておりまして、教育、保育に情熱を持って指導に当たっていただいており、学校と同様に、園としましては必要な人材となっております。

御承知のとおり、現在でも待機児童数が非常に多い中で、職員の確保ができないと、この問題は解消できません。非正規職員の雇用で何とか園の運営が成り立っておる状況でございます。今後におきましても、この非正規職員の配置につきましては、現状としては継続していくしかないというふうに考えております。

〇議長(三角 良人) 児玉議員。

○議員(1番 児玉 求) 今泉課長にちょっとお聞きしたいんですけどね、私が尋ねたかった

のは、フルタイムの臨時保育士と子ども教育課事務が非正規で、その他の職員が正規なのか、そ の違いは何かということをお尋ねしたんです。せんだってお話聞いたときに、職責の違いという 話をお聞きいたしました。

しかし、例えば臨時保育士さんというのは、保育士の免許を持ち、同時に幼児教育の免許も持っておられると、だからその仕事の差でですね、考えられるというのはおかしいではないかと思います。役場の職員の仕事と臨時保育士の先生方の仕事に違いがあると、そういう職責の違いによって、ということであれば、そこを尋ねたかったんです。そこをお答えください。

〇議長(三角 良人) 中嶋町長。

○町長(中嶋 裕史) 保育所、幼稚園の有資格者の教員というものについては、この非正規で何で雇用しているかというと、将来的に今、町立、公立の園、保育所で行っておりますが、将来的にはこれを、私立のほうに移管をしていきたいということから、正規の職員を抱えておりますとその正規の職員を幼稚園がなくなったときに、私立のほうにやれるかというとやれない、そうすると町のほうで抱えなければならない。で、一般事務として採用しておりませんので、採用試験を合格しておりませんので、やめさせて、首を切らなければならないという状況が起こってまいりますので、必要最低限度で正規職員、そしてそれにかわる担任を持つ人たちについては、嘱託職員として、あくまでもこれも役場の職員としての身分は保証されておりますので雇っておると。それから、子ども教育課におる職員については、これ病気代替の職員でございまして、あくまでもそれは一時雇用、通常のいわゆるフルタイム通年の臨時じゃないわけです。一時的に病気休暇1カ月、2カ月、そのために雇った人間であるわけでございまして。そしてまた、臨時職員と正規職員の職務内容、権限、あるいはその人の責任というのはものすごく違いがあるわけで、だから同一労働、同一賃金という考え方がありましょうが、同一労働はやっておりませんので、完全に補助、あるいは短期間の育児休業の場合に、その人が欠になっておりますので、その間に入ってもらう人たち含めて183人ということでございます。

内容を見ていただきますと、これは送っておりますので、わかると思いますけども、この人たちを正規で雇うという、そのことは当然難しい問題としてあるわけですよね。だから、その人たちは臨時あるいはパートという形で雇っておるということでございます。

それと1点目に、財政調整基金を充てると総務課長のほうも答えましたけども、これはですね、「打ち出の小づち」ではないわけですよ。そして財政調整基金というのは、経常的な経費に使うものじゃないわけですよ。臨時的に、何かが起こったときに、そのお金を充てなければならないという場合のために、貯金をしておるわけですよ。家庭でも同じでしょ。みんな貯金、給料100万円入ってきた、100万円毎月全部使いますか。20万円は残しとって、いざっというときのために蓄えるでしょうが。それが財政調整基金ですよ。それくらいの意味っていうか、議

員になられたら、それくらいのことくらい勉強してから質問してくださいよ。これだけの傍聴の 方がおられて恥ずかしいですよ。経常的な経費に使うものじゃないんですよ。

それから、年齢何とかを問わなくてって、問わなくって、じゃ僕は67歳です。町長やめましたら、役場の職員に雇っていただきますか。そういうことをおっしゃっているのと一つも変わらないわけですよ。保育士、幼稚園の人たちも今来ていただいておりますが、今度2名採用、試験も受けられてますよ。その試験に合格した人たちが正式採用職員になっていくわけですよ。ルールというのがあるわけじゃないですか。誰でも彼でも雇えばいいという問題じゃないわけでしょ。資質とか能力とかいろいろ、そのことによって試験があって、その試験をクリアした人たちが役場の職員になってるわけでございましょう。それを、ちょっと病気だから3カ月加勢に来てという形で雇いますよね。ん、ほんだらもうあんた正規職員になってって、そげな簡単なことでやらせて、町民の方何て言われますか。ルールがあるじゃないですか、試験のルールが。条例があるでしょうが。条例に沿った質問をしてもらわないとおかしいですよ。みんなから笑われますよ、みんなから。

終わります。

- 〇議長(三角 良人) 児玉議員。
- ○議員(1番 児玉 求) あの、今のお話ですけど、(「立って」の声あり)はい。

その今現在、役場の仕事をされてある方をですね、で、そのもちろん試験もありましょう。しかし、あの今の業務を遂行される能力があると、試験を、そりゃ当然試験を受けていただくと。 で、そういう中で、こういう非正規の、特にまあ、教職の幼児保育に携わっている方を中心に

してですよ、やはり、育てていくと正規職員として、ほいで須恵町がその、教育についてですよ、 先ほど私もお話ししましたけど、まあほかの町から比べたら、非常に進んどると、そういうお話 はよく聞きますが、この非正規の職については、やはり資格あって試験も通って、そのそういう 方は、大いに正規職員として雇っていくと、そして、やはり食えないという現状があるわけです よねえ。その教職の保育所の先生とか、実際やっぱりその高いところに行くと、今後も将来も含 めてですよ、そういう形で、現在立派に非正規でされていると、そういう方をやっぱり正規に私 は登用していくと、もうそれが今後の須恵町または先ほどもかきましたが、町長は笑っておられ ましたが、やはり人材は大事にしないとですね、いかんと思います。

以上です。

- 〇議長(三角 良人) 中嶋町長。
- ○町長(中嶋 裕史) お金の高いところ、福岡市やお金が高いところに行ってもらえばいいわけですよ。うちを望んで、うちはこれだけしか払いません、というところでうちの試験を受けに来ておるわけでしょうが。須恵の役場と志免の役場じゃ志免の役場の方が給料高いですよ。志免の

役場に行けばよかったって。行けばいいじゃないですか、須恵をやめて。そういうことじゃないわけでしょう。財政的な問題とか、いろいろな問題の中で給料の格差ありますよ。うちはその安い給料の中でも、保育士さんとかパートあるいは臨時で来ていただいておる。よそはその臨時の保育士さんも雇えないと、高い給料出しても来てくれないというような状況も起こっているわけですよ。そういう状況です。

それと、正規の職員の人と非正規の職員の人では、仕事の職務内容がもう完全に違います。違うわけ。

それと183人のそのいわゆる非正規の人たちがおられるということですが、これは特に教育の問題にかけて、ものすごい数の人たちを町費で雇っている。国なり県なりが、正規で雇うために交付税でも出してくれれば、それは正規に雇えるわけですよ。雇えないから町で単独で、例えば特学に6人とか、特別学級の、県からの先生は1人とか2人。今、たくさんの人たちが特学に通っておるわけです。それで足りないから、1人とか2人をいわゆるTT、サポートさせるために先生を町費単独で派遣をさせているとか。ソーシャルワーカーを特に須恵町においては問題の人たちが多いから、ソーシャルワーカーを単独で雇うとか。そういうことをしておるわけです。

少人数40人学級で39人とかがおられたら、ほかのところは30人未満のクラスもある、そりゃ40人も持ったら大変だろうなということで、特別に須恵町から雇って、TTとして教員の免許を持った人たちをそのクラスにあてがえると。だからそこは担任と副担任2人という形でやっていくと。それを国ないし県なりが対応できればそれはいいんですが、できないから町費単独でサポートをしておるわけですよ。その人たちとの、じゃあ正規の先生とサポートの先生、職務の内容が違うわけですから賃金の格差があって当然であるわけです。で、じゃあサポートだけでは食うていけない。正規の雇用を受ければいいじゃないですか。正規の試験を県の。教員試験とか。そしてクリアできれば、行けるわけでしょ。

慈善事業を公務員はやっているわけじゃないわけですよ。全ての人たちを雇って、全ての人たちにご飯が食べられるようにする。そういう世の中であれば、そりゃあ一番いいですよ。できないから、そういうふうに単独で、それが積み上げて183人。

これ見ていただいたらわかると思いましょう。正規にしていきたいとのここにあります、いわゆる通年フルタイム、9人ですよ。この方たちは職員の代替として来ていただいております。ここに書いてある9人。特に、水道、これが1人フルタイムで来ていますが、これはまあ正規とする必要もないと思いますが。学校の事務、4校ですね、事務。今までは正規の職員が行っておりましたけども、こういうふうにして厳しい状況になってきたときに、行財政改革集中プランで学校の事務を落として、県費の職員の人にやってもらおうと、しかし、県費の職員でも大変だということで、財政状況がある程度上向いてきたから、臨時のサブとして主じゃないですよ、サブと

してその臨時の人をあてがいましょうと、学校側の要望に対してしているわけです。

そういうことの積み上げが、先ほど言いましたように、昔はそういうことっていうのはなかったわけですよ。だから通級指導講師だとか、特学の付き添い、少人数指導講師、それから特別支援対応講師、そのような人たちを雇った、それが183人なんですよ。それと正規とは関係ないわけですよ。

- ○議長(三角 良人) 以上で、児玉議員の一般質問を終結します。
- **〇議長(三角 良人)** ここでお諮りいたします。

暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。

再開を10時30分といたします。休憩に入ります。

午前10時21分休憩

午前10時30分再開

- ○議長(三角 良人) 休憩前に引き続き、会議を開きます。6番、田ノ上真議員。
- ○議員(6番 田ノ上 真) おはようございます。先ほど、大変ヒートアップしておりましたけど、休憩に入りまして若干落ちつきを見せ、私も何か、質問しやすい状況になったようで安心をしております。

それでは、6番、田ノ上でございます。通告に従い、質問いたします。

今回、貧困の連鎖を断ち切るためにと、大きなタイトルで質問をさせていただきます。

さかのぼれば、貧困のもとになる格差は、人類が農耕社会を築き、富を蓄積できるほどの豊かさを獲得したころから起こったものと、歴史の授業で習ったものです。人が豊かさを願って生きていく以上、ある程度の格差は避けられない、逆に、物質的にはすっからかんになった戦後の焼け野原のとき、日本人は皆、ある意味平等だったという識者もいます。

経済の発展を望む以上、ある程度の格差は所与のものとして、その格差が貧困へと陥らないように社会全体の発展を目指し、努力しなければならないものと思います。そのために教育があり、福祉があり、税制度が整えられ、インフラが整備されてきたわけでございます。

現在、格差社会の中、子どもの貧困対策が重視され、国の施策として取り組まれています。なぜ子どもの貧困が問題なのか。このところ有名な数値になりましたが、日本の子どもの貧困率が2012年度の調査で16.3%に達しましたが、これは6人に1人の子どもが貧困状態にあることを示しています。先進国の中でもトップクラス、つまり最悪クラスの状態であり、ひとり親

世帯の子どもになりますと、さらに数値は悪化いたします。

子どもがその生命、生活を親に委ねている以上、親の貧困は子の貧困に直結します。その影響はあらゆる形で及び、子ども期の貧困経験が大人になってからの所得や就労状況に負の影響を及ぼし、さらに次の世代にも受け継がれていきます。こうして階層が固定化されますと、一度貧困状況に陥ると抜け出せない状態になり、社会階層の固定化というよりも、下層に向かい拡大していくようになります。そうした社会では、個人の幸福はもとより、社会の活力、政治経済、安心・安全まで脅かされることになります。

ここでいいます貧困とは、生活水準を保つための資源の欠乏をあらわすということです。概念的には絶対的貧困と相対的貧困があり、絶対的貧困は、生きるために必要な栄養の摂取がぎりぎりの状態をいいます。現代日本にも飢餓により亡くなる方がいることは、ときに報道される悲劇であります。一方、相対的貧困とは、その社会のほとんどの人が享受している普通の生活を送ることができない状態ということで、先ほど来述べているところの数値は、この相対的貧困をあらわしたものでございます。どちらがどうということではなく、苦しみを伴う貧困という病であり、解消されるべき問題といえます。

首都大学東京の阿部教授は、子どもの貧困を幾つかの問題点に整理していますので、その著述をかり、私なりに要約し、簡単に紹介します。

まず、貧困と学力の問題です。親の学歴や職業によって子どもの学力に格差が生じており、それが拡大しているとしています。

2点目、貧困と子育て環境の問題ですが、親が子どもを育てる環境も家庭の経済状況によって 大きく左右され、低所得の世帯に子育てに困難を抱える親が偏っていると分析しています。

3点目、貧困と健康の問題です。貧困により健康保険を持たない子どもたちがふえているなど、 子どもが育つ家庭の経済状況によって子どもの健康に差が出てしまうとしています。

4点目、貧困と虐待の問題です。子どもへの虐待と貧困の関係に対して、児童虐待につながった家庭の状況については、ひとり親家庭や経済的困難を原因とするデータ等を挙げ、統計調査に 裏づけられる相関関係があると指摘しています。

5点目、貧困と非行の問題です。少年がかかわった犯罪の度合いが重いほど、その少年が貧困 世帯出身である確率が高いとのデータが挙げられています。

これらの分析からの主張は「貧困層の子どもは危険だ」などの負のレッテルを張ることではな く、だからこそ、そのような家庭に支援の手を差し伸べることが重要と教授は訴えています。

さらに続けまして、貧困世帯に育つ子どもが学力、健康、家庭環境、非行、虐待など、さまざまな側面で貧困でない世帯に育つ子どもに比べて不利な立場にあると示し、なお、子ども期に貧困であることの不利は子ども期だけでは収まらず、この不利はその子が成長し大人になってから

も持続し、一生その子につきまとう可能性が極めて高いと警鐘を鳴らしています。

そこで、子どもの貧困対策に着目した貧困の連鎖を絶つための取り組みでございます。平成25年6月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、翌平成26年1月に施行、8月には子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定され、その中では「国民の幅広い協力の下に子どもの貧困対策を国民運動として展開する。」とうたわれています。そこで、本年10月1日からは「子どもの未来応援国民運動」が始動されました。内閣府子どもの貧困対策推進室発行の文書には「貧困の連鎖の解消を目指して」との副題がついており、子どもを貧困から救うことが貧困の連鎖を断ち切ることを認識しています。

先ほど述べました子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく、子どもの貧困対策に関する 大綱には、次の一文が掲げられています。いわく、「日本の将来を担う子どもたちは国の一番の 宝である。貧困は、子どもたちの生活や成長にさまざまな影響を及ぼすが、その責任は子どもた ちにはない。子どもの将来がその生まれた環境によって左右されることのないよう、必要な環境 整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要である。そうした子どもの貧困対策 の意義を踏まえ、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子 どもの貧困対策を総合的に推進する。」と、そして続く項目に、基本指針、指標、重点施策等と 並んでいきますが、あらゆる制度、施策が網羅的にきめ細かく配され、実に関心いたします。

大綱は分量が多いので資料として添付しませんでしたが、ここで扱っている子どもの貧困に関する指標の一覧を別紙資料としてお手元に配付していると思います。ごらんいただければわかると思いますが、この25の指標の改善に向けた当面の重点政策が大綱の中に位置づけられ、切れ目のない施策として展開されています。

ところで、国においては閣議決定された大綱も、福岡県では子どもの貧困対策推進計画案の状態で資料掲載されています。県においては、今しばらくといったところのようでございます。

さまざまな施策により、実際に貧困が解消されるかが問われます。切れ目のない対策といいましてもすき間はあるものです。それを全て法律、制度でカバーするとがちがちに硬直化し、自由を奪うものになるでしょう。

では、そのすき間を埋めるものは何かと考えます。例えば、欧米には「貧者を施すことは高貴な者の義務である。」というノブレス・オブリージュの精神が伝統として社会に備わっていると指摘する識者がいます。私としては「施す」という感覚は好みませんが、ノブレス・オブリージュは最も厳しいモラルの一つと言われます。逆に言うと、義務を果たさない者は高貴な者として認められないことになるわけです。この精神が引き継がれ、現代の成功者も前項をなさなければ軽蔑されるという文化を生み出していることです。これは、共助の1つのあり方を示していると思います。念のため申しますと、欧米礼賛で言っているのではありません。ヨーロッパのほうが

子どもの貧困率が低いので、制度、施策を越えた社会的価値観にも要因があるのではないかと考えた次第でございます。

さて、須恵町においてですが、私も生活保護の相談、子どもの貧困に係る相談を受けることがあります。9月議会の児玉氏の質問に対する町長答弁の中に、子どもの貧困は全児童の18.8%、484名、費用2,500万円とありました。前述のとおり、日本の子どもの貧困率は16.3%と先進国の中でも高率ですが、須恵町の数値はそれよりも高いようです。もとより、答弁にもありましたように、須恵町住民の貧困といっても町外で働いている人が多く、経済的収入は広域で見た雇用環境によるもので、一概に町政にその責めを負わせるのは相当といえません。しかしながら、町民にとって一番身近に相談できるのが須恵町当局だろうと思いますし、行政サービスについては、その多くは須恵町を通して受けるものでございます。

そこで質問いたします。先ほど紹介しました別紙資料の指標25項目ですが、関係しない項目 もあると思いますが、この指標の須恵町の数値について伺います。

また、貧困対策については、制度、施策が多岐にわたるせいか、よく理解しないまま批判したり、的外れの疑問を持つ人もいるようです。大綱の中で、国は、1、教育支援、2、生活の支援、3、保護者に対する就労支援、4、経済的支援など、カテゴリー別に整理して実施状況を出していますが、須恵町において上記に該当する対策を伺いたいと思います。

あわせて私の私見ですが、貧困の要因は、一概に社会に帰すべきものでもなく、政策に帰すべきものでもなく、個人の責めに帰すべきものでもないと思います。いわば、その複合的なものだと思うわけです。

また、貧困に陥る人たちを自己責任の結果とみなして顧みない、昨今の新自由主義的な思想に その一因があるとも考えるものです。

ただいま述べましたところの共助、また、ノブレス・オブリージュにあらわされる高貴な精神 を抜きにしては、貧困の連鎖を断ち切ることはできないのではないかと懸念するものでございま す。

ぜひ、この貧困問題に関する町長の所見を幅広くお聞かせいただきたい。よろしく御答弁を願います。

〇議長(三角 良人) 安河内教育長。

○教育長(安河内文彦) 失礼します。田ノ上議員の御質問にお答えしたいと思います。

子どもの貧困全国状況については、子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、子どもの貧困対策に関する大綱が出され、貧困に関する指標が議員御指示の資料のとおり示されました。

本町の子どもの貧困に対する指標は、算出可能と思われる項目については、現在県のほうに問

い合わせて、資料自体が生活保護とかは、こちらに詳しい資料がございません。ですので、問い合わせ調査中でありますが、須恵町としてもこれを参考に指標を作成し、貧困に関する取り組みについて検討を進めてまいりたいと思っております。

それでは、子どもの貧困に対する現在の教育委員会の施策につきましてお答えいたします。

施策の第1としまして、これは貧困率に当たるかどうかわかりませんが、要保護、準要保護者 に対する経済支援がございます。この要保護、準要保護の該当人数は、小学校中学校合わせます と499人、須恵町全児童生徒の19.3%になっております。これらの家庭に対して、学校教 育法に基づき、須恵町立学校児童生徒就業援助規則により必要な援助を行っております。ここ数 年、自治体の就学援助関連予算は削減の方向にあり、所得基準を引き下げ、就学援助を縮小する 自治体が近隣の市町の中にもあると聞いております。しかし、本町では、就学援助の対象者を決 める所得水準を維持しており、困っている世帯に対して生活が維持できるように継続的に援助を しておりまして、ここ数年下げているということはございません。ということで、ほかの町に比 べたら援助のほうをきっちり、率を下げておりませんので、行っているという現状がございます。 施策の第2に、通学合宿による支援を実施しております。これは本年度から実施をしたわけで ございますが、通学合宿は、子どもたちが親元を離れ、共同宿泊生活をしながら学校に通い、自 分たちで炊事、洗濯、掃除、宿題などのごく普通の生活体験活動を通して基本的な生活習慣を身 につけ、自尊感情や規範意識等の向上を図るとともに、学校、家庭、地域の連携を図り、地域全 体で子どもを育む環境整備を推進することが大きな目的で行われているところでございます。本 年度から、第一小学校区の大島原区で始まったところです。これはおやじの会が中心となって行 われました。議員さん方にも御協力、あるいは御参加いただいて、まことにありがとうございま した。当初期待していた成果に加え、遅刻しがちな児童が規則正しい生活を送り、遅刻が減少し たり、保護者が留守の夜の時間帯の不安解消につながったりするなどの成果がありました。貧困 による児童の不安感などから来る不登校や集団での不適応などの解消にもつながると考えられま す。町としても、各地域のこうした地道な取り組みを今後とも支援していく方針です。

施策の第3に、須恵町要保護児童対策地域協議会及び個別ケース会議の開催による支援の実施でございます。平成19年度よりこの会は設置いたしまして、月に1度開催しております。情報交換に加え、各家庭への支援につきましては、11月現在で12件対応しております。その内容は、ネグレクト家庭5件、身体虐待が2件、不登校3件、不登校・非行1件、障害・非行1件となっております。これら12件の事象の背景には、経済的な背景が大きいことが挙げられます。生活保護世帯5件、障害年金者1件、非正規雇用世帯1件となっており、事案の半数は経済的な背景がこれらの事象の要因になっていると考えられます。そこで、関係各課や学校と連携した個別の家庭訪問や保護者への具体的な支援を具体的に検討し、家庭訪問を繰り返しながら取り組ん

でいるところであります。ここに、スクールソーシャルワーカーが非常に中心となって活躍している場面があります。

また、支援内容としては、保護者の就職啓発、生活習慣づくりの支援、生活保護の申請等がございます。

また、虐待等の命にかかわるような重篤なケースについては、個別の支援会議を関係者で開き、 慎重かつ継続的な支援策を協議しながら、継続的で実行可能な支援を策定し、実施している状況 でございます。

また、園や学校では対応できない家庭の支援について、そこまで重篤でないケースもありますが、対応に苦労する事案もあります。そこで、町内の園、学校に対しまして、学校だけでは対応できない家庭について、その実態を各担任に調査を行い、その実情を把握していく予定で現在進めているところであります。重篤ではありませんが対応を必要とするケースを把握し、早い段階で今後の教育施策や地域支援の有効性について検討していく必要があると捉えております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

- ○議長(三角 良人) 田ノ上議員。最後4つ言ったろう、何やったかいな。
- 〇議員(6番 田ノ上 真) 最後はですね……。
- 〇議長(三角 良人) 教育と就労と経済。
- ○議員(6番 田ノ上 真) 最後はですね、そういったのを含めて、私、質問したのは、ちょっと待ってください、整理しますと、まず指標の件ですね、今、答弁いただきました。そして、対策について。
- ○議長(三角 良人) 対策について、そうそう。対策、ちょっと4つ言って。
- ○議員(6番 田ノ上 真) はい、それ今、ほぼ御答弁いただきましたので満足でございます。 もう1つ、町長の所見を私、お願いしていたところでございますんで、ひとつ、町長の御見解 をいただきたいと思います。
- 〇議長(三角 良人) 中嶋町長。
- **〇町長(中嶋 裕史)** 教育長が申したとおり、本町では他町に比して、教育についてはそういう 貧困家庭の人たちを救済しようという考え方で思っております。

また、御党のほうが、いわゆる児童手当を早くから国のほうに要求されまして、その成果等もありますし、民主党に途中政権変わりまして子ども手当というような形で。今、本町で一部事務組合あるいは補助金として出すお金の一番大きいのが子ども手当なんです。うちの場合で5億5,000万円、国で5兆5,000億円、これは国防費よりも高い。そういうお金を児童手当として今払っております。ましてや、また御党は、いわゆる教育のための社会づくりということを提言として言われておりますが、私も同じように教育を基盤に据えたまちづくりをしたいという

考え方でございまして、やはり教育は平等に、経済的な問題ではなくて、そういう人たちが平等に受けられるように配慮するということについては、私の方針として考えておりますので、義務教育の間はそのような形でいけるのかなとは思っておりますが、その中間っていうか、生活保護を受ける以前のその人たち、また生活保護受けてまで自分で努力しようという人たちの貧困っていうか、そこが大きな問題としてあるわけでございまして、その辺の救い方として準要保護という考え方で、今、修学旅行費だとか給食だとか、そういうのは提供しておるような状況でございますが、これの率を上げろと言われますと、非常に財政負担も大きい状況でございまして、ごみ焼却場でも4億8,000万円ぐらいなんですよね、出せるの。うちで5億5,000万円、一番大きな支出でもありますので。しかしながら、先ほど申しましたように、教育を基盤としたまちづくりをやっていく以上、子どもたちの教育の機会平等というものを基本に頑張っていきたいと、努力していきたいというふうに思っております。

- 〇議長(三角 良人) 田ノ上議員。
- ○議員(6番 田ノ上 真) ただいま、町長の心温まる政治性を伺うことができまして、感心な思いでございます。教育長の指標についても対策についても、十分現状がわかる答弁をいただきました。指標については調査中、またこれからの作成ということで、まだ作成まで至っていないにもかかわらず、現在の対策を細かに語ってくださいまして、そこは感謝の思いでございます。

今回、貧困といいますと大きなテーマでございますし、多岐にわたる施策などを整理して提示いただくために、また貧困対策に向かうこの姿勢を確認するために質問をさせていただいたものでございます。特に、再質問を準備しているというわけではございませんが、貧困の連鎖を断ち切るためにも、また町民にわかりやすく、また寄り添って、そういう行政であっていただきたいと念願いたしまして、私の質問を終わります。

以上でございます。

- 〇議長(三角 良人) 14番、今村桂子議員。
- ○議員(14番 今村 桂子) おはようございます。私は、幼児、児童、生徒の体力向上の取り 組みについて質問をさせていただきます。

我が町におきましては、幼児教育、そして学校教育、さらに子育て支援と、本当に執行部の皆様を初め、学校の先生方、一生懸命取り組んでいただいておりますことに、まずは感謝を申し上げます。

学力向上におきましても、各学校、本当に課題をしっかりと見据えて取り組んでいただいているところでございます。

須恵町の教育振興基本計画の今後 5 年間に総合的に取り組むべき施策の中で、小中学校では体

カアッププランをもとに、児童生徒の体力向上を目指すとあります。

今年度行っている新体力テスト96項目においては、昨年に引き続き、全国平均を下回る項目 が多かったと聞いており、非常に苦慮するところでございます。

テスト結果と課題、学校などの取り組み状況、さらに体力向上の対策としての今後の取り組み についてお聞きしたいと思います。

現在、教育に関しましては、確実に対応し、成果を上げることが求められております。特に、 教育の現状を客観的な調査において検証し、評価しようとする動きが広がっており、学力テスト、 体力テストなどが実施されております。その中でも、学力向上や体力向上の問題は、喫緊の課題 として学校と家庭が連携して改善を進めていかなければならないと思います。

また、学力の向上は、体力の向上とも密接に関係していることが指摘されております。運動神経は、幼少期から適切運動することで培われていきます。20歳を100%としたときに、運動神経と直接関係する神経系の発達は生後直後から急激に発育し、6歳までには90%に達します。それと時期を同じくして、動作の習得の発達は徐々に発達量を増し、8歳から9歳をピークに発育していきます。そして、10歳から12歳はゴールデンエイジと呼ばれる即座の習得が可能な年代となり、身体的にも精神的にも大きく発育する時期です。幼少期より適切な運動を適切なタイミングで行っていくことで、子どもの運動神経は後天的に培われ、体、頭、心のさまざまな能力と機能が育ち、子どもの持つ可能性は大きく広がります。

また、豊かな運動経験を積み上げるために、1つの運動だけでなく、複数の運動を行うことが とても効果的です。

そこで、運動能力の向上に効果が著しいとされているコーディネーション運動を幼児、小学、 中学校の体育の授業に取り入れることを提案いたします。

コーディネーション運動につきましては、お手元のほうに配付しているこの資料を見ていただければ、大体内容的には理解しやすいと思いますが、これは旧東ドイツがアスリートを育成するために国策として考案したトレーニングの方策で、コーディネーションの7つの能力を高めるためのトレーニングです。7つの項目に関しましては、そこに書いてあるとおりでございます。

このコーディネーショントレーニングの目的は、運動神経を刺激し、脳と動きの連動性や表現力を高めるためのトレーニングです。これは、幼児から大人、高齢者まで使える運動でございまして、1つの筋肉だけでなく、バランスよくたくさんの筋肉を連動して使うことで運動神経が格段に向上するという結果が出ております。

そこで、教育長はこのような運動を取り入れられるお考えがあるかどうかということと、先ほ ど質問した内容について、まずはお答えをお願いします。

〇議長(三角 良人) 安河内教育長。

○教育長(安河内文彦) それではお答えいたします。

初めに、体力テストの結果と課題について申し上げますと、小学校男子は、体力の合計が全国をわずかに上回っておりますが、運動能力になると全国を下回る結果となっております。女子においては、体力テスト合計点が全国を下回っており、特にシャトルランが全国平均を顕著に下回っており、持久力につながる課題となっています。次に、中学校を見ますと、中学校でも男女とも全国平均を下回っており、小学校同様に持久力に課題があります。

児童アンケートについては、児童、生徒に「運動やスポーツをすることが好きですか」の問いに対して、小学校では全国平均並みですが、中学校においては全国よりも4.8%も下回った回答となっています。また、「運動が得意ですか」という問いでは、小学校女子、中学校女子に運動に対する苦手意識が見られました。

この結果を踏まえて、各小中学校で課題に応じて体力向上プランを立て、体力づくり及び運動能力向上に向けた取り組みを行っております。

小中学校の具体的な取り組みとして、小学校3校では、縄跳び、持久走大会やドッヂボール大会などを行っております。縄跳びにつきましては、年に2回から3回の縄跳び集会を実施し、その取り組みとして朝活動の時間を利用したり、縄跳び強化運動を実施したり、各学級スポコン広場に登録して、みんながチャレンジできるようにしています。このスポコン広場というのは、体育研究所のほうが各学校に呼びかけて、記録を県の体育研究所のほうに上げますと、それが県内のほかの学校との比較とか、全部データが出てくる、そういった取り組みを行っているということでございます。

また、体育の授業では、開始時に運動場、体育館を各学年の実態に合わせて体力アップタイム を設定し、縄跳びを使ったジャンプアップタイムをしています。

中学校では、運動やスポーツのよさや楽しさを体験させ、運動に親しむ習慣づくりを行っています。

また、各学年の発達段階に応じた能力や態度を身につけさせることを目標に授業で取り組んでいます。

これらの取り組みにより、運動における巧緻性やバランス性を養っています。

さらに、先ほど申しました体力テストのことでございますが、各小中学校では、新体力測定の結果により、いわゆる補強を要する項目ですね、ここの部分が弱いということであればその項目を選びます。それを体力向上プランに位置づけて毎時間の授業において補強運動を行っています。補強項目としましては、腹筋とか腕立て伏せ、スクワット、馬跳びなどが挙げられます。特に、全国的に劣っている握力やハンドボール投げについては、重点的に指導を行い、一定の成果を上げております。そのことが運動能力だけではなく、チームワークなど、複雑な運動要素を踏まえ

る競技においても発揮されており、運動を楽しむ生徒がふえていることから、今後も継続した取り組みを行っていこうと思っています。

今後の取り組みといたしまして、小中学校において昨年度の体力テストの結果を受けて体力向上プランを全校とも策定し、前に述べましたような補強項目を選定し、取り組みを年間計画に基づいて推進しています。

また、須恵第一小学校では、本年度、先ほど申しました福岡県体育研究所との連携事業により、子どもの体力向上を図る組織的な取り組みとして、5、6年生で体育の授業や昼休み等、先進的な取り組みをしているところであります。この取り組みの成果を町内の学校の取り組みに一般化できればというふうなことで考えておるところでございます。

最後に、コーディネーショントレーニングを取り入れてはどうかという御意見につきましてお 答えいたします。

議員の説明にもありましたように、コーディネーショントレーニングは、神経系の運動能力を 高め、運動神経を鍛えるトレーニング方法として1970年代、旧東ドイツのスポーツ運動科学 者によって考案されました。従来のきつい、厳しい、難しいといった概念を越えて、誰でも楽し く汗をかき、運動能力やスポーツパフォーマンスの向上が期待できる運動と言われています。私 たちが学生時代にしたスポーツとは全然違って、根性とかですね、運動場をずっとウサギ跳びし なさいとかそういうことではないみたいですね。ですから、体をほぐしたり、楽しく運動をする という部分で、そういう考えであろうと思います。

それでは、須恵町の現状について説明します。

本町においては、既に数年前より、このコーディネーショントレーニングの考え方を部分的に 取り入れております。

まず、幼児教育においては、専用のトレーナーによる運動教室を各幼稚園、保育所で、マット 運動、跳び箱、鉄棒、平均台、ボール運動、縄跳びなどを取り入れ、月2回、年24回実施し、 これを継続しております。コーディネーションの手法は、既に多くのスポーツトレーナーの実践 につなげられており、本町が依頼している業者においても、楽しく運動ができるようにコーディ ネーショントレーニングを組み合わせたトレーニングを行っております。

小学校においては、日常の取り組みでは、目指せ体力アップチャレンジカードなどを活用した 多様な運動について目標を持たせることによって、子どもたちが楽しく運動ができるように取り 組んでいます。授業においては、準備運動等でもゲーム感覚や遊び感覚の運動を取り入れ、楽し く運動する中で、コーディネーション能力、運動能力を高める授業づくりの実践を行っています。 体ほぐしをしたり、いわゆる運動に結びつけていくような準備運動等にしています。昔はラジオ 体操ばっかりでしたけれども、今はいろんな、足を上げたり、ストレッチを入れながら、こうい った考えを取り入れているということであります。

中学校では、特に部活の種目などにおいて、その種目に特化したトレーニングに加え、準備運動等において、このコーディネーション能力、運動能力を高める実践がなされているところです。これまで、このコーディネーショントレーニングを取り入れてまいりましたが、楽しく意欲的に運動に取り組むよさはありますが、先ほど申しました補強項目の腹筋、腕立て伏せ、スクワット、馬跳び、そういった部分でございますが、そういった補強項目の改善を図るなどの体力向上には効果的には上がってないというのが現状でございます。

したがいまして、以上のことに加え、今、教職員は、多忙化が社会問題になっています。世界的な統計の中でも、中学校の先生は世界一残業時間が長いというふうなことで統計的な部分も挙がっておりまして、教職員の負担の面から考えても、そして体力向上という観点からも、コーディネーショントレーニングを体系的にカリキュラムに入れるということになると、全部書きかえんといかんわけですね、体育の授業。それだけのことをする、いわゆる費用対効果じゃありませんけれども、それから考えても、これを部分的に取り入れて、子どもたちと体育の授業に組み合わせておりますので、あえて取り入れる必要はないんじゃないかと、体系的な取り入れは必要じゃないというふうに考えております。

以上でございます。どうも失礼いたしました。

〇議長(三角 良人) 今村議員。

○議員(14番 今村 桂子) 今、状況についてお答えをいただきました。いろんな課題を見つけながら補強をされているということでございます。昔でありましたら、このような補強というのは要らなかった時代だと思います。本当に、昔、私たちが子どものころは、鬼ごっこ、缶蹴り、けんけんぱ、ゴム跳び、縄跳び、まりつき、キャッチボール遊び、けんけん相撲、かくれんぼ、ほとんどが登る、飛びおりる、投げる、全ての運動が入ったようなものを遊びの中でみんなで体験して、もう本当に日が暮れるぐらいまで、「早く帰ってこんね」って言われるぐらいまで遊んでいた時代だったと思います。

そんな中で、現在は、本当に、三間といわれる、「ま」というのは「間」って書くんですけれども、遊ぶ空間の「間」がない、それから仲間がいない、それから時間がないという時代で、本当に外で遊ぶということがなかなかない時代になりまして、こういうような体力向上を訴えないといけないような時代になってしまったのかなと思うところでございますが、本当に子どもたち、最近テレビのニュースでも、子どもが転んで手が出ないと、骨折が多くなってきたということで、今度から学校のほうからの文科省に上げる項目の体重、身長のほかに4つの項目を上げるようにというような内容の指針が出たようでございます。それほど、やはり子どもたちは、瞬間的な運動というか、運動神経がなくなってきているというのが現状であります。

そういう中で、先ほど、コーディネーショントレーニングを入れるには、体育の授業を書きかえないといけないというふうに言われておりましたが、実際、それほど長い時間必要なコーディネーショントレーニングじゃないんですね。例えば、今の授業だとボールを投げてとるという授業をされていると思うんですけど、ボールを上げる間に3回手をたたいてボールをとるとか、いろんな運動を短い時間で組み合わせるというのが、このコーディネーショントレーニングの運動なんです。それで、準備運動とか、そういうとこに取り入れるだけでも非常に効果が上がるということで聞いております。先ほど、体育の先生たちに来ていただいて、マット運動、跳び箱、縄跳びなどをやってらっしゃるということですけど、これがコーディネーション運動じゃないんですね。それは1つの運動をやるということであって、いろんな運動を組み合わせることによって、ボールのもとに走っていく瞬発力とか、その間に何かをする、2つ、3つを組み合わせることによって、運動神経自体を伸ばすという運動ですので、これはもうDVDとか本とかもいっぱい今出ております。

そんな中で、この間、私たち、委員会で千歳市のほうに行ってまいりました。それはICTの学力向上のほうで行ったんですけど、千歳市が2つの小学校に体験として1年間取り入れた結果、今まで全国平均以下だったのがぐっと上がって、このコーディネーション運動を取り入れることによって平均以上の結果を出しているということをお聞きしまして、非常に効果があるということをお聞きしております。千歳市においては、今後全ての学校で取り入れたいということで言われていました。

そして、足立区のほうですけど、これは区立の保育園全園で現在取り入れております。それから、飯能市立の保育園もこれに全部かかわりを持つということで、今、すごく話題になっていまして、ほとんどのところが取り入れる方向に向けて検討するとか、そういう形のところが多くなっているようでございます。

教育長言われたみたいに、確かに先生たちの仕事っていうのは非常に大変だと思うんですけれども、その一部の準備運動の中で短い時間で1項目でもいいので、体育の授業準備に取り入れることは不可能なのかなと。千歳のほうでは、1回先生たちに講演会を聞いてもらって取り組んだということでございますが、非常に効果が出ているということで、我が町でも、子どもの運動能力を伸ばすという点では、1つの運動を得意にするんじゃなくて、全ての運動神経が伸びるという運動なので、ぜひちっちゃいときから取り入れてほしいと思っているんです。

それと、保育児といいますか、3歳児、4歳児健診、いろんな健診がありますよね。そういうときに、ちょっとした運動なんですけど、昔はよく子どもさんが手をつないでお母さんの体を上ったりとか、くるっと回転したり、そういう運動をしていたと思うんですよね、自然と子どもたちと遊ぶのに。でも、そういうのがだんだんなくなってきているということで、そういうのも運

動神経が発達するコーディネーショントレーニングになっているらしいので、ちっちゃいときからの保育指導のときにも、そういうものを取り入れる運動を紹介していただければと思いますが、どうでしょうか。

- 〇議長(三角 良人) 安河内教育長。
- ○教育長(安河内文彦) 私はコーディネーショントレーニングを否定しているわけじゃなくて、 必要なことは取り入れていくべきというのは、基本的なスタンスでございます。

幼稚園、保育園のほうは、マット運動とか跳び箱はコーディネーショントレーニングじゃなくて、それに至る過程とかそれの準備段階とかでそういったコーディネーショントレーニングの内容を入れているということでございますので、それ自体、私はこのトレーニングとは捉えておりませんっていうのをまず断っておきます。

それから、体育の考え方が昔の、先ほど言いました根性体育、これをとにかく何度でも繰り返して、とにかくもう体を動かしてっていうよりも、今の体育の考え方は楽しく、そして生涯学習につなげていくように、体育のよさ、運動のよさを味わえるようにしていくっていうのが目的ですので、このコーディネーショントレーニングを入れるっていうことは、そういった面でもプラス効果があるんじゃないかと思います。体育はやっぱ楽しんで、しかもこれから一生続けていく体育につながっていく可能性もあるわけでございますからですね。

小学校、中学校、体育研究会っていうのがありまして、その体育研究会の研究発表等に行きますと、このトレーニングを取り入れた内容が出ています。ですから、研究発表会には必ず各学校から1名ないしは2、3名行ってからその内容等も見ておりますので、そういった中でのいわゆる準備運動のあり方、取り入れ方については、その体育研究の中でも議論されている部分でございます。したがいまして、職員に、帰ってきたときに学校で一般化しなさいっていうこと、よさを取り入れなさいっていう指導は行っておりますので、そういった面で部分的に学校によっても今、取り入れられている現状があるんですよ。そういった面では、現状でいいのじゃないかとは思っています。

宇美町では、これ専門の方、藤木君っていうのが宇美町、そのトレーニング専門で大学で学んできた人がしっかりいるんですけども、これがなかなか広げていくのが大変というふうな話も聞いておりますが、須恵町の場合はそういったシステムもありますので、あえてそういった方を呼んで「みんなやりますよ」っていうことでは、今ちょっと考えておりません。ほかに何かもっとやることがたくさんありますので、そういうことでよろしくお願いします。

- 〇議長(三角 良人) 今村議員。
- ○議員(14番 今村 桂子) 私は、一応、コーディネーショントレーニングというものを千歳とか、またグーグル等で調べたときに非常にいい成果が出ているので、これを取り入れたらいい

んじゃないかなということで今日は御提案をさせていただきました。本当に、運動神経だけではなくて脳の動きと連動した運動なので、これは学力向上にも役立つかなということもあり、特に10歳から12歳がゴールデンエイジということで非常に伸びる時期でもあるということで提案をさせていただきましたが、教育長が今日、言っていただきましたように、いろんな取り組みを須恵町でもしているということでございます。いい面は今後も取り入れていただいて、そしてさらに、須恵町の子どもたちが運動能力もやっぱり平均以下というのはちょっと寂しい気がいたしますので、その面でも頑張っていただいて、学力向上のほうも非常に今頑張られて上がってきておりますので、体力向上の面においても全国平均を上回る結果を非常に期待しております。今後、またそういう内容等いいものがありましたら、ぜひ取り入れて、頑張って、先生たちも大変だとは思いますが、子どもたちのためにまた努力を惜しまないで頑張っていただきたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(三角 良人) これにて、一般質問を終結します。
- ○議長(三角 良人) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室に御集合願います。 次の本会議は、明日12月11日午前10時から行います。 本日はこれにて散会します。

午前11時21分散会

平成27年 第4回(定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成27年12月11日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成27年12月11日 午前10時00分開議

日程第	1	議案第54号	須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
			関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

- 日程第 2 議案第55号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部 を改正する条例
- 日程第 3 議案第56号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第57号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第58号 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第59号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 7 議案第60号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第61号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第62号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第63号 平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第12 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第54号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第55号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部 を改正する条例
- 日程第 3 議案第56号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第57号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第58号 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第59号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 7 議案第60号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第 8 議案第61号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第 9 議案第62号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第63号 平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第11 委員会の閉会中の継続調査について

日程第12 議員の派遣について

出席議員(14名)

1番	児	玉		求	2番	世	利	孝	志
3番	白	水	勝	元	5番	三	角	栄	重
6番	田	1	上	真	7番	松	Щ	力	弥
8番	猪	谷	繁	幸	9番	田	原	重	美
10番	合	屋	伸	好	11番	原	野	敏	彦
12番	三	上	政	義	13番	柴	田	真	人
14番	今	村	桂	子	15番	三	角	良	人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

|--|

説明のため出席した者の職氏名

町	長	中	嶋	裕	史	副	H	丁	長	平	松	秀	_
教 育	長	安	河	内 文	彦	理马	事(事	業統	括)	安	Ш	敏	幸
理事(会計	管理者)	稲	永	修	司	総	務	課	長	今	泉	俊	裕
まちづく	り課長	櫻	木	幹	夫	住	民	課	長	満	行		誠
税務	果 長	梅	野		猛	健息	隶 福	祉課	!長	小	林	はっ	み
都市整備	課長	安	河	内 久	人	地址	或 振	興課	!長	安	河	内	隆
上下水道	課長	石	井	浩		子と	ごも孝	教育 語	果長	御	手	洗文	生
社会教育	課長	Щ	津	政	文	税	務訓	果参	事	甲	能	裕	和
総務課課	長補佐	平	Щ	幸	治	監	査	委	員	百	田	清	

〇議長(三角 良人) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。 これより議事に入ります。

日程第1. 議案第54号

○議長(三角 良人) 日程第1、議案第54号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) おはようございます。

それでは、審査の報告をいたします。

議案第54号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の 制定に伴い、個人番号の独自利用及びその庁内連携並びに法定利用事務における庁内連携を可能 とし、番号法の趣旨を踏まえ、適切な運用を今後図っていくため制定するものです。

2ページの第4条、個人番号の利用範囲では、第1項で独自利用事務の規定、第2項では庁内 連携について規定しています。今回は、乳幼児・子供医療費、重度障害者医療費、ひとり親家庭 等医療費の支給に関する事務、計3つの独自利用事務及びその庁内連携に利用する特定個人情報 を4ページの別表で定めています。

現在、各課で事務の精査が行われており、今後独自利用や連携等を行う場合は別表の追加を行う一部改正が必要となってまいります。

附則として、この条例の施行日は、番号法における個人番号の利用開始日とし、番号法附則第 1条第4号に係る規定の施行日、平成28年1月1日から施行するものです。

質疑につきましては、個人番号カードをつくらなかった場合どうなるのか、またつくったほうがよいのかの質疑に、個人番号カードの作成は義務化でないため、つくらなかった場合は配布されている通知カードを持たれることになる。個人番号カードには、メリットが付加していくものとして国が施行している。現在のところでは、通知カードの場合、それとは別に免許証での本人確認が必要となるが、個人カードの場合は、1枚で本人の確認ができる。

また、印鑑証明はどうなるのかの質疑に、窓口においては今までどおり印鑑証明カードによる 申請となるが、予定している自動交付機では個人番号カードより可能とのことです。

個人番号カードは更新が必要なのかの質疑に、20歳以上は10年で、19歳以下は5年の更 新となっている。

個人番号カードの発行料金はの質疑に、国からは、初回は無料の説明があっているが、今後のカードの普及状況により変わる可能性がある。通知カードの交付については有料です。

来年度予定されているコンビニエンスストアでの住民票等の交付については間に合うのかの質疑に、現在、国への申請を行っており、来年3月には国の承認を経て4月1日から開始予定としている。

また、全国のコンビニエンスストアで対応できるのかの質疑に、全国の指定されたコンビニエンスストアでは可能。しかし、戸籍については、須恵町に住民登録があり、かつ本籍がある人となる。

以上の質疑があり、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

- 〇議長(三角 良人) 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。
- **○文教厚生委員長(田ノ上 真)** 文教厚生委員会の審査報告をします。

質疑の内容で、総務建設産業委員会の報告になかった分を報告します。

漏えいを防ぐことができないのではとの質疑がありましたが、法に基づき厳重に取り扱うし、より厳しい罰則が定められていることで担保しているとの回答がありました。

討論を経た結果、文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長(三角 良人) 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員(1番 児玉 求) マイナンバー制度、これの反対討論に入ります。

マイナンバー個人番号制度は、赤ちゃんからお年寄りまで全ての人に12桁の番号をつけ、個人情報を国が(「議長、違うんじゃないですかね。25年に通った……」の声あり) 何が違うんですか。違いませんよ。

- **〇町長(中嶋 裕史**) 今回の議案に対しての反対討論。
- 〇議員(1番 児玉 **求**) そうです。
- **○町長(中嶋 裕史)** 国の25年の4月1日に法案が通ったことの反対討論をしたって何も意味ない。それに基づくこの条例をつくって、この条例に反対をする。
- ○議員(1番 児玉 求) そうです。だから、その条例の反対をするための内容を今からお話しますから、聞いてください。制度の本質は、住民の監視、管理を強め、所得だけでなく資産、

消費までつかみ、税金や社会保障料を確実に徴収して、過剰不正な社会保障を受けていないか調査することであります。

重大な問題は、このことが税務当局や公安機関、警察が一切の不正を削り、個人番号を利用できるようにしていると。条件なしと。警察や公安機関、そして2番目に、これは憲法13条の幸福追求権、この侵害である。プライバシー権の侵害であるということです。13条をちょっと説明しますから。「全て国民は、個人として尊重される。 生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政上で、最大の尊重を必要とする。」と規定されております。このことはどういうことかと申しますと、当面は社会保障、税金、災害対策、児童手当の申請とか住民票ですが、これは今後、預金の口座にも適用され、個人資産は正確に把握、取得されます。とのことです。

そして、住民のメリットというのは、リスクのほうが大きいと。当面は児童手当の申請とか住民票の取得とかいうことですが、そのメリットよりもデメリットが多いと。それはどういうことかと申しますと、情報漏えいを防ぐ完全なシステムが構築されてないということがあります。そして(「議長、動議」の声あり)まだちょっと話しておりますが、順番で。国の費用対効果の初期費用は……。

- ○議長(三角 良人) 児玉議員、議案第54号についての討論だから、この条例をどうするかについての簡単な反対討論をお願いします。
- ○議員(1番 児玉 求) 了解いたしました。失礼しました。 住民に、メリットよりもデメリットを強いるこの条例は反対いたします。
- ○議長(三角 良人) ほかに討論はありませんか。合屋議員。
- ○議員(10番 合屋 伸好) 議案に対し、賛成の討論でございます。

反対討論に対する反対討論になりそうなので、ちょっと用心をしたいと思いますけども。

これは、そもそも平成25年5月ですか、2年半ほど前にもう既に閣議決定され、公布がなされたのがいわゆるこの番号法であるわけで、これに伴って我が町の議会は、この54号の内容を審査しなきゃいけないということになっているのが現状です。

したがいまして、内容を見ますと、いたずらに長い文章ではない、的確な内容である。また、 状況に応じて追加と申しますか、改正がなされることも想定にあるということでございますので、 番号法を反対しても仕方がないわけでございまして……。

- **〇議長(三角 良人)** そこまででいい。そこで。
- ○議員(10番 合屋 伸好) したがいまして、私はこの議案第54号には賛成をいたしますと ともに、議員各位にはこれに賛同いただきますよう要求を申し上げまして、討論とします。
- 〇議長(三角 良人) 今村議員。

○議員(14番 今村 桂子) 賛成討論をいたします。

今回の議案54号に関しましては、乳幼児、それから子ども医療費等3つの項目が連携に利用 されるということでございます。

児玉議員が言いましたように、一切の番号を利用するという内容ではございません。今回は 4項目だけ出されております。この3項目に関しましては、今までも連携がされているところで ございまして、内容等に関しましては文書等で連携をし、事務を進めてきたところでございます。 今回、この部分に関しまして、54号につきましては連携が必要である。そして、今後もプラ スされる場合はやはり審議をしていきますので、この議案に対しまして賛成をいたします。

- ○議長(三角 良人) ほかに。(児玉議員より「はい」の声あり)この前も言ったでしょうが。 討論は1回しかできませんって。もう少し勉強してくださいよ。いいですか。松山議員。
- ○議員(7番 松山 力弥) 簡単に。私は、賛成でございます。

個人番号の利用により、国、都道府県、市町村が行政手続の簡素化により住民サービスの向上 や行政運営の効率化が期待されるため、この条例に、私は54号に賛成いたします。

○議長(三角 良人) ほかに。これにて討論を終結します。

よって、議案第54号について採決に入ります。

本案に対する各委員長の報告は、可決です。よって、議案第54号は、各委員長報告のとおり 決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(三角 良人) 起立多数であります。よって、議案第54号須恵町行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定 については、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第55号

〇議長(三角 良人) 日程第2、議案第55号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

〇総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第55号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補 償等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。 議案書は5ページから14ページです。

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年 10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に一本化されることに伴い、当該条例の一部を改正 するものです。 改正内容は、附則第5条第1項、他の法令による給付との調整の傷病補償年金、障害補償年金、 遺族補償年金中、年金の名称及び掛け率、附則第5条2項の休業補償の年金の名称及び掛け率を 改めるもので、上位法の改正に伴う年金名の改正と掛け率の調整です。

附則といたしまして、1、施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日 から適用する。2、3、4につきましては、法の経過措置により共済年金が支給される場合があ ることから、本条例においても経過措置を設けるものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

よって、議案第55号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第55号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(三角 良人) 起立全員であります。よって、議案第55号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第56号

○議長(三角 良人) 日程第3、議案第56号須恵町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第56号須恵町税条例等の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告でございます。

議案書15ページでございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令に基づくもので、今回も条例の一部改正を2条に分けて行う方式で行っております。

この改正は、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から地方税法の改正が行われることに伴い、地方税法に定められていた徴収猶予等に係る規定について、一定の事項については各市町村の事情に応じて条例を定める仕組みとなっていることによる規定の追加です。

改正の内容は、委員会時と同様に新旧対照表の該当ページの箇所を示しながら報告いたします。 お手元の資料「須恵町税条例の一部改正について」を参考にしてください。 議案書20ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、1条関係です。第8条で徴収猶予申請書、同延長申請書の記載内容、添付書類などの申 請手数料手続等について整備がなされています。

次ページ、21ページの中央でございます。

第9条では、職権による換価の猶予等の納付、納入方法、同延長申請書の添付書類について整備がなされています。その下、第10条では、申請による換価の猶予の財産の換価を猶予することができる期間、換価の猶予申請書、同延長申請書の記載内容、添付書類などの申請手数料について整備されています。なお、この申請による換価の猶予は、今回の地方税法の改正により、創設されたものです。

次のページ、22ページの中央です。

第11条では、猶予制度を申請する際に、担保徴収する必要がない猶予に係る金額を100万円以下である場合、期間を6カ月以内である場合と定めております。

24ページ、第2条関係です。

これは、6月議会で改正された一部改正条例の改正で、第2条第3号中の改正規定を削り、それ以降は番号法に伴う各種税関係書類の記載事項追加等による改正です。主に、法人番号の字句の次に、法人番号を規定する番号法の条項を追加する改正を行っております。

19ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は平成28年4月1日から施行し、第2条の改正規定は、公布の日から施行するとしております。また、猶予申請書は、施行期日以降の申請に適用し、同日前に申請されたものは、従来の例によるとしています。

質疑は、徴収猶予機関の延滞金はどうなるのかの質疑に、延滞金はストップするとのことです。 以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

よって、議案第56号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(三角 良人) 起立全員であります。よって、議案第56号須恵町税条例等の一部を改正 する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第57号

○議長(三角 良人) 日程第4、議案第57号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長(田ノ上 真) 議案第57号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告でございます。

議案書27ページをお開きください。

提案理由として、地方税法の一部を改正する法律の公布により、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律が一部改正され、国民健康保険税の算出基礎である所得の算出について、金融商品に係る損益通算の範囲が拡大されるために提案されたものです。

29ページ、新旧対照表をごらんください。

右側、改正前、附則の第1条では、平成29年1月1日から施行するとしていましたが、左側、 改正後では、下線部分ただし書きを追加し、附則第14項の改正規定の配当所得を、利子所得、 配当所得及び雑所得に改める部分について、平成28年1月1日から施行するとしたものです。 28ページ、附則として、この条例は公布の日から施行する。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

よって、議案第57号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第57号は、委員長報告のとおり決定 することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(三角 良人) 起立全員であります。よって、議案第57号須恵町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第58号

○議長(三角 良人) 日程第5、議案第58号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第58号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する 条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。 議案書30ページでございます。

今回の改正につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日に施行され、占用料及び所在地区分が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

主な改正内容につきましては、占用物件の種類ごとに現行の所在地区分が甲、乙、丙地の3区分とされたものが、現状の適正化を図るための固定資産税評価の地価の平均をもとに、各市町村の地価の平均が高い順に第1級地から第5級地の5段階に区分され、須恵町は第2級地に分類されています。

また、占用料の額の算定については、固定資産税評価替地価に対する賃料の水準の変動等を反映するために改正され、電柱、ガス管等の占用物件占用料の定額、定率を改め、あわせて道路占用物件の追加等に伴い、施行令が改正されたことにより、須恵町道路占用料徴収条例の別表中、各条文、各号について改めています。

改正の詳細については、35ページから39ページの新旧対照表のとおりでございます。 附則として、この条例は平成28年4月1日から施行する。

質疑といたしましては、占用者は占用料について納得しているのかの質疑に、改正についての議決を経て早く通知するようにしている。相手は九電、NTTがほとんどで、おおむね3年ごとの見直しがあるため、占用者もその認識は持っている。また、道路敷に無許可の広告等などがあり、交通の妨げになっているが、どう対処しているのかの質疑に、無許可のものについてはわかり次第通告し撤去していただいているとのこと。須恵町は所在地区分が2級地に分類されているが、糟屋郡内との比較はの質疑に、郡内は2級地が最高で3級地の町もあるとのことです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

よって、議案第58号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第58号は、委員長報告のとおり決定 することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。よって、議案第58号須恵町道路占用料徴収条例の 一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第59号

○議長(三角 良人) 日程第6、議案第59号平成27年度須恵町一般会計補正予算(第6号)

を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長(今村 桂子) 議案第59号平成27年度須恵町一般会計補正予算(第6号)について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正、第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,624万3,000円を 追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ91億5,004万2,000円とする。2項、補正の款 項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、第2表地方債の補正による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。 歳入の主なものは7ページ、6款地方消費税交付金965万円。

- 8款地方特例交付金460万5,000円。
- 9款地方交付税870万円の減額。
- 13款1項1目の障害者自立支援等諸費国庫負担金1,383万2,000円。
- 9ページ、19款1項1目障害者自立支援等諸費県負担金691万6,000円。
- 11ページ、15款2項1目は、株式会社三友金属、トヨタカローラ福岡株式会社への町有地売り払い収入379万8,000円で、財政調整基金に積み立てます。
- 17款の基金繰入金は、須恵町新原会の解散に伴い、平成17年に寄附金として積み立てられた455万1,000円を財政調整基金に繰り入れ、歳出27ページの3款2項11目児童遊園管理費で新原区日の出公園に防球ネットを設置するものです。
- 13ページ、20款1項4目の1億円は、中部防災センター用地取得事業債で、歳出35ページ、9款1項3目の中部防災センター用地先行取得の財源です。

歳出では、全体的に4月の人事異動に伴う人件費の増減調整が行われています。

歳出の主なものは17ページ、2款1項19目須恵町PR事業業務委託360万円。

- 23ページ、3款1項10目障害者支援費自立支援給付費3,226万円。
- 25ページ、2款6目わかすぎの杜保育園513万円、7目須恵めぐみ保育園673万 2,000円の保育実施委託料の増です。
 - 27ページ、14目の新アザレア幼児園駐車場整備工事測量設計業務委託料300万円。
 - 29ページ、4款2項1目1,610万3,000円の減額は、ごみ袋製作費の入札執行残。
- 33ページ、8款5項1目は、前年度繰越金確定による公共下水道事業特別会計繰出金1,017万4,000円の減額です。
 - 5ページ、第2表地方債補正の追加は、中部防災センター(仮称)用地取得事業債、限度額の

1億円。起債の方法、証書借入、利率、償還の方法については記載されたとおりです。

6ページ、第3表債務負担行為の補正の追加は、議会広報印刷製本費、平成28年度から平成30年度まで468万8,000円。広報すえ印刷製本費、平成28年度から平成30年度まで1,341万7,000円で、プロポーザル方式により業者選定を本年度末までに行うため、債務負担行為を設定するものです。

質疑として、1款議会費では、会議録調整手数料について、2款総務費では、社会保障・税番号制度啓発冊子配布について、暮らしの便利帳配布について、須恵町PR事業について、国勢調査の回収、拒否権、インターネット回答について。

3款民生費では、ひとり親家庭等医療費について、障害児、放課後等対策事業の利用者増について、行政区敬老会補助金の減について、保育実施委託料について。

9款消防費では、中部防災センターの土地について。

10款教育費では、第二小学校修繕費について、図書館の臨時雇い賃金について、スポーツ公園テニスコートの光熱水費についてなどがありました。

また、討論では、マイナンバー制度自体に反対であり、マイナンバーに関する電算管理の操作 ミスの可能性が考えられるなどの理由により、2款1項1目の373万2,000円の執行に対 して反対する、との反対討論がありました。

以上、審査の結果、予算審査特別委員会、賛成多数で可決としております。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員(1番 児玉 求) 議案第59号の反対討論をいたします。

18ページを見ていただけますか。18ページ、2款総務費1項13目電算管理費11節需用費12節役務費13節委託料、この総額372万3,000円、これが計上されていますので反対いたします。以上です。

○議長(三角 良人) 討論はありませんか。これにて討論を終結します。よって、議案第59号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

〇議長(三角 良人) 起立多数であります。よって、議案第59号平成27年度須恵町一般会計 補正予算(第6号)は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第60号

○議長(三角 良人) 日程第7、議案第60号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長(田ノ上 真) 議案第60号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員会の審査報告でございます。

補正予算書41ページをお開きください。

第1条、歳入歳出の予算総額からそれぞれ160万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億7,339万8,000円とするものです。

44、45ページ、事項別明細書をお開きください。

歳入、8款1項1目一般会計繰入金160万2,000円を減額し、3,030万6,000円とするもので、4節給与費等繰入金の減額です。国民健康保険の人件費については、一般会計負担として同額を繰り入れており、歳出の人件費を減額するために同じ額を減額するものです。

46、47ページをお開きください。

歳出、1款1項1目一般管理費160万2,000円を減額し、3,030万6,000円とするものです。職員の人件費の減額です。

4款1項1目前期高齢者納付金5万7,000円を増額し、25万8,000円とするものです。 これは社会保険診療報酬支払基金からの確定通知額による予算不足分の増額です。

10款1項1目予備費5万7,000円を減額し、497万2,000円とするものです。これは4款1項1目の前期高齢者納付金を増額したため、歳出予算全体の調整として同額を減額するものです。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(三角 良人) 起立全員であります。よって、議案第60号平成27年度須恵町国民健康 保険特別会計補正予算(第1号)は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第61号

〇議長(三角 良人) 日程第8、議案第61号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正

予算(第1号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長(田ノ上 真) 議案第61号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)について、文教厚生委員会の審査報告でございます。

補正予算書48ページをお開きください。

第1条、歳入歳出の予算総額からそれぞれ19万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,819万7,000円とするものです。

51、52ページ、事項別明細書をお開きください。

歳入、3款1項1目一般会計繰入金19万7,000円を増額し、7,818万8,000円とするもので、1節事務費繰入金の増額です。これは、後期高齢者医療の人件費については一般会計負担として同額を繰り入れており、歳出の人件費を増額するために同じ額を増額するものです。53、54ページをお開きください。

歳出、1款1項1目一般管理費19万7,000円を増額し、628万8,000円とするものです。これは職員の人件費の増額です。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(三角 良人) 起立全員であります。よって、議案第61号平成27年度須恵町後期高齢 者医療特別会計補正予算(第1号)は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第62号

○議長(三角 良人) 日程第9、議案第62号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正 予算(第1号)を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第62号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計 補正予算(第1号)について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の55ページでございます。

平成27年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによ

る。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ342万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億357万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 第1表歳入歳出予算補正による。

58ページをお願いします。

事項別明細書の歳入ですが、5款繰入金は、一般会計繰入で収支調整となっております。

- 6款繰越金は、前年度繰越額の確定によるものです。
- 60ページ、歳出は、1款総務費、2款下水道事業費とともに、人事異動に伴う人件費の減額です。
 - 3款公債費は、利子の確定による減額です。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(三角 良人) 起立全員であります。よって、議案第62号平成27年度須恵町公共下水 道事業特別会計補正予算(第1号)は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第63号

○議長(三角 良人) 日程第10、議案第63号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

〇総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第63号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算 (第2号) について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の62ページでございます。

第1条、平成27年度須恵町の水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおりに補正する。

63ページです。

実施計画内訳書の支出ですが、1款1項営業費用613万5,000円の減額は、人事異動に

伴う人件費の減額です。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。よって、議案第63号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長(三角 良人) 日程第11、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。各委員長より、会議規則第70条の規定により次のとおり閉会中の継続調査の申し出があっております。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の企画構成について、総務建設産業委員会より福岡地区水道企業団及び須恵町水道事業について、文教厚生委員会より須恵中学校ランチサービスの試食及び意見交換について、地域包括支援センターとの介護予防事業の取り組みについて。

各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第12. 議員の派遣について

○議長(三角 良人) 日程第12、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- **〇議長(三角 良人)** 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配りました とおり派遣することに決定しました。
- **〇予算審査特別委員長(今村 桂子)** すみません、議長。
- 〇議長(三角 良人) 今村委員長。

- ○予算審査特別委員長(今村 桂子) 先ほど報告しました議案第59号で、私が不動産売払収入のところを「みつとも金属」と言いましたが、「さんゆう(三友)金属」の間違いでございます。 すみません、訂正お願いします。
- ○議長(三角 良人) よくわかっております。今から言いますから。

次にお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- ○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。
- ○議長(三角 良人) 以上で、12月議会の全日程を終了しました。本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。平成27年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時56分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三角 良人

署名議員 10 番 合屋 伸好

署名議員 11 番 原野 敏彦